

史跡大塚山古墳群保存活用計画書

Plan of Preservation and Utilization on Otsukayama tombs



令和5(2023)年3月

河合町教育委員会

史跡大塚山古墳群保存活用計画書

令和 5(2023)年 3 月

河合町教育委員会

例　　言

- 1 本書は、奈良県北葛城郡河合町大字川合・穴間に所在する、国史跡「大塚山古墳群」の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画は、河合町教育委員会が主体となり、令和3年度及び4年度の事業として、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け実施した。
- 3 計画策定にあたっては「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会」を設置・開催し検討を行うとともに、文化庁及び奈良県の指導を受けながら河合町教育委員会事務局が策定した。
- 4 計画策定の支援業務は株式会社アクセスに委託した。
- 5 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。

目 次

第1章 計画策定の目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 委員会の設置と経緯	2
第4節 他の計画との関係	6
第5節 計画の実施	11
第2章 史跡を取り巻く環境	13
第1節 地理的環境	13
第2節 自然的環境	17
第3節 社会的環境	18
第4節 歴史的環境	20
第3章 史跡大塚山古墳群の概要	27
第1節 指定に至る経緯	27
第2節 指定の状況	28
第3節 大塚山古墳群の概要	30
第4節 土地の状況	38
第5節 各種法令による位置づけ	42
第4章 史跡大塚山古墳群の本質的価値	43
第1節 史跡大塚山古墳群の本質的価値の明示	43
第2節 新たな価値評価の視点の明示	44
第3節 史跡大塚山古墳群の構成要素	44
第5章 史跡大塚山古墳群の現状と課題	51
第1節 保存管理に関する現状と課題	51

第2節 活用に関する現状と課題	55
第3節 整備に関する現状と課題	56
第4節 運営及び体制整備に関する現状と課題	58
 第6章 保存活用の大綱と基本方針	 59
第1節 大綱(ビジョン)	59
第2節 基本方針	60
 第7章 保存管理	 61
第1節 保存管理の方向性	61
第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法	62
第3節 現状変更の取扱い	66
第4節 「重要地域・重要遺跡」における埋蔵文化財の取扱いについて	70
第5節 植生管理について	72
第6節 史跡の追加指定と公有化について	72
 第8章 活用	 73
第1節 活用の基本的な考え方	73
第2節 活用の方向性	74
第3節 活用の方法	74
 第9章 整備	 77
第1節 整備の方向性	77
第2節 整備の方法	77
 第10章 運営と体制の整備	 79
第1節 運営・体制の方向性	79
第2節 運営体制の方針	79
 第11章 施策の実施計画の策定・実施	 81

第1節 実施計画	81
第12章 保存活用の経過観察	83
第1章 経過観察の方向性	83
第2節 経過観察の方法	84

第1章 計画策定の目的

第1節 計画策定の沿革

史跡大塚山古墳群は、奈良盆地の諸河川が合流する地点の南側、河合町大字川合・穴闇(なぐら)に所在し、前方後円墳3基(《大塚山古墳・城山古墳(しろやまこふん)・高山塚1号古墳〔中良塚古墳(なからづかこふん)〕》)、円墳4基(《丸山古墳・高山塚2号古墳・高山塚3号古墳・高山塚4号古墳》)、方墳1基(《九僧塚古墳(くそうづかこふん)》)の計8基からなる古墳群である。

巨視的には、奈良盆地の西縁に横たわる馬見丘陵の東側斜面を中心に分布する馬見古墳群中の一群とみなされている。しかし、東方の磯城郡川西町の島の山古墳等とともに、奈良盆地の最低地の氾濫原低地の微高地に築かれているという特異な立地を示すことなどから、馬見丘陵一帯の古墳とは切り離して捉えるという考えもある。

築造時期は、古墳時代中期後半に大塚山古墳が築かれ、後期初頭に城山古墳の築造をもって、群の形成が終了する。群全体としてはほとんど年代差をおかず一気に群が形成されたとみられ、分布状況・群構成からも非常にまとまった古墳群として重視されたことから、昭和31年(1956)12月28日、一括で国指定史跡に指定された。

指定を受けた昭和31年(1956)当時は田園風景の中に点々と古墳が残り、お互いの古墳を見通せるような状況であったが、高度経成長期以降周辺の開発が進み、古墳を取り巻く環境や景観は変化し、古



図1 史跡大塚山古墳群周辺の航空写真(平成20年5月撮影)

墳を保存する上で困難な状況が生じてきた。このような状況を踏まえ、平成10年(1998)3月に『史跡大塚山古墳群保存管理計画』を策定し、現況の確認と保存管理に関する考え方、保存整備の方針を整理し、公有化も含め古墳群の保存に努めてきたところである。しかし、この保存管理計画の策定から20年以上が経過し、環境の変化、文化財に関する住民からの要望・要請の変化、新たな課題の発生などにより、史跡を次世代へと継承するための保存・管理と整備・活用の基本的考え方を改めて整理し直すため、令和3年度(2021)から4年度(2022)にかけて、史跡大塚山古墳群の保存と活用を適切に進めるため保存活用計画を策定する。

第2節 計画策定の目的

史跡大塚山古墳群を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための方向性、方法、現状変更等の取扱基準などを定めた保存活用計画を策定する。

具体的な内容は、次のとおりである。

- ア. 史跡の基本情報（概要、来歴、指定経緯、土地利用、所有状況等）を提示する。
- イ. 史跡の本質的価値を明確化する。
- ウ. 保存・活用の方向性を定める。
- エ. 保存・活用の方法を定める。
- オ. 現状変更等の許可に関する取扱基準を定める。
- カ. 整備・公開・追加指定等に関する将来像を提示する。
- キ. 運営・体制整備の方向性及び方法を定める。

そして計画策定後も、ここに示した事項の実現状況を把握するための「経過観察」を行うとともに、変化する社会の状況・ニーズを把握し、史跡としての本質的価値の保存とその時々の社会の要請への対応について検討を行う。それら検討の結果に基づき適宜計画の追加・更新を行うものとする。

第3節 委員会の設置と経緯

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や奈良県の指導のもと、有識者で構成される「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会」を設置した。河合町教育委員会事務局が必要な調査を行うとともに保存活用計画案を提示し、保存活用整備に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。

府内関係部署・関係行政機関との連携については、検討委員会に府内関係部署・関係行政機関が参加する「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会幹事会」を設置し、意思の疎通と情報共有を図るとともに、幹事会を開催することで、保存活用事業を円滑に進めるための体制の構築に努めている。

検討委員会の構成については次のとおりである。

【河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会委員】

塚 口 義 信 堺女子短期大学名誉学長・名誉教授 〔歴史学〕
千 賀 久 葛城市歴史博物館館長 〔記念物(埋蔵文化財)〕
中 島 義 晴 (独法)国立文化財機構 奈良文化財研究所 景観研究室長 〔造園学〕
鈴 木 裕 明 奈良県立橿原考古学研究所 調査課長 〔考古学〕(令和3年度)
田 久 英 明 河合町郷土を学ぶ会会长
廣瀬 重 親 河合町観光ボランティアガイドの会代表
山 村 喜 信 城古大字総代(令和3年度)
岡 井 康 徳 ツ (令和4年度)
高 岡 宏 芳 総代・自治会会长会会长
松 井 義 明 河合町商工会会長

【オブザーバー】

浅 野 啓 介 文化庁文化財第二課(史跡部門) 文化財調査官
光 石 鳴 巳 奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課 課長補佐(令和3年度)
本 村 充 保 ツ 調 整 員(令和4年度)

【事務局】

清 原 正 泰 河合町教育委員会教育長
山 本 剛 河合町教育委員会事務局参事
吉 村 公 男 河合町教育委員会事務局生涯学習課長
奥 本 英 里 河合町教育委員会事務局生涯学習課学芸員

○ 河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会に関する要綱

令和 3年 8月19日
教委要綱 第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 史跡大塚山古墳群整備事業の実施に伴い、埋蔵文化財の保存と活用を基調に、遺跡の保存計画とその実施への方策、検討についての諸調整とその円滑な推進を図ることを目的とし、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について充分に協議し、その必要に応じて関係諸機関相互の調整を行う。

- (1) 遺跡の保存と活用を図るにあたっての必要となる事項
- (2) 遺跡の整備を含む、保存を実施するにあたっての必要となる事項
- (3) その他遺跡の復原を含む、保存に付随して必要となる事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織し、教育委員会が委員を委嘱する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。また、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員報酬)

第8条 委員の報酬については、会議の実施毎に一人5,000円とし、年度末等に支払うものとする。

(幹事会)

第9条 事務の円滑な推進をはかるため、委員会のもとに幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、事業実施に関し、細部的な必要事項の調査にあたる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事会の議長が招集する。

(幹事會議長)

第 10 条 幹事会の議長は教育委員会事務局参事とする。

2 幹事会の議長に事故あるときは、教育委員会事務局生涯学習課長がその職務を代理する。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会にはかってこれを定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 8 月 19 日から施行する。

【河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会の開催状況】

◆第 1 回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和 4 年 3 月

会場：(新型コロナ感染症対策により書面による会議開催)

議題：『史跡大塚山古墳群保存活用計画(案)』(前半)の検討

◆第 2 回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和 4 年 9 月 28 日 (水)

会場：河合町中央公民館視聴覚室

議題：
・会長、副会長の選出
・意見書の確認
・保存活用計画 (案) の検討

◆第 3 回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和 5 年 1 月 18 日 (水)

会場：河合町中央公民館視聴覚室

議題：
・保存活用計画 (案) の検討

第4節 他の計画との関係

(1) 河合愛 AI 構想（令和3年3月策定）

『河合愛 AI 構想』は、「河合町」を次世代に残し、持続的に安定した行政運営を行っていくため町の最上位構想に位置づけ策定されたものである。本構想では、本町の豊富な資産を再認識し、さらにそれらを活用し新たな資産を形成することで、①『まちの魅力を向上』させ、その誘引による、②『人口安定・定住促進』を図ることにより、③『健全財政』と、④『新たな施策の導入』という“まちを元気にするサイクル”を生みだすことを目的としている。

本構想において設定した目標の一つである“学び愛”(いつまでも学べる、教える場があり成長できるまち)において、教育のまちづくりの一環として「史跡や文化財の整備と活用」を謳っている。“河合愛”を醸成させることを目指し、住民をはじめ町外の方々にも河合町の浪漫を感じてもらえるよう河合町の歴史についての情報発信に努め、観光施策にも発展させるとしている。



図2 『河合愛 AI 構想』のしくみ

(2) 河合町教育大綱－河合町教育振興計画－（平成29年4月策定、令和4年4月改定）

『河合町教育大綱』は、教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長は教育基本法に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、学校教育、生涯教育、学術及び文化、

スポーツの振興に関する総合的な施策を推進するため「教育大綱」を定めるものとしている。河合町では、子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが、学びを通じて生きがいに満ちた人生を送ることができるよう、本町の教育の基本的な方向性を定めたものとして『河合町教育大綱－河合町教育振興基本計画－』を策定した。この大綱は今回策定した『史跡大塚山古墳群保存活用計画』の直接的な上位計画と位置づけられる。

本計画では、その基本理念の一つとして「郷土に誇りと愛着をもち、社会に貢献できる人づくり」が謳われており、河合町の豊かな自然や歴史・伝統文化を活用した教育の推進により、河合町の良さを感じるとともに郷土を愛する心を育み、子どもたちが生涯を通じて「郷土」に愛着と誇りをもち、広く社会の発展に貢献できる人づくりを目指す、としている。そして、基本方針には「文化財の保存と活用」を掲げ、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため価値ある文化財を適切に保存し、保存を前提とした活用を進めるとともに、町民の文化財保護への意識を高めることとし、次の4点を進めるとしている。

- 文化財保存活用基本計画の見直し
- 文化財保護意識醸成のための普及活動の充実
- 文化財の調査研究の深化とその成果に基づく歴史的・学術的価値の後世への継承
- 文化財の保護と郷土の歴史の記録

(3) 河合町都市計画マスタープラン（平成8年7月策定、平成21年4月改定）

都市計画マスタープランは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）、及び「町の建設に関する基本構想」（地方自治法第2条）に即して定めることとなっていることから、これらの下位計画と位置づけられ、町が定めることのできる都市計画（地区計画等）の上位計画と位置づけられる。

この計画の地域別構想では、史跡大塚山古墳群は「第1地域(北)A-2」に位置する。同地域の課題として、大塚山古墳、城山古墳、フジ山古墳、廣瀬神社、長林寺を始め、河川、溜池など多くの地域資源のネットワーク化が望まれるとしている。そして将来の市街地像として「水辺の潤いや丘陵部の緑蔭、農地等も活かした、活力ある水辺の里」を謳っている。同地域の整備計画では、土地利用等の整理・誘導方針として、大塚山古墳を「シンボル景観保全活用地区」に設定している。しかし、本史跡の大塚山古墳以外の古墳については上記地区には入っていない。各古墳本体は史跡として文化財保護法により保護されているものの、周辺地は用途地域としては「第1種住居地域」とされ、住居や一団となった教育・文化・コミュニティ施設等を主体とし、住環境とも調和を図りうるような小規模な生活利便施設等の立地を許容する地区とされている。古墳群である史跡と一体となった景観保全についての配慮が強く望まれるところである。

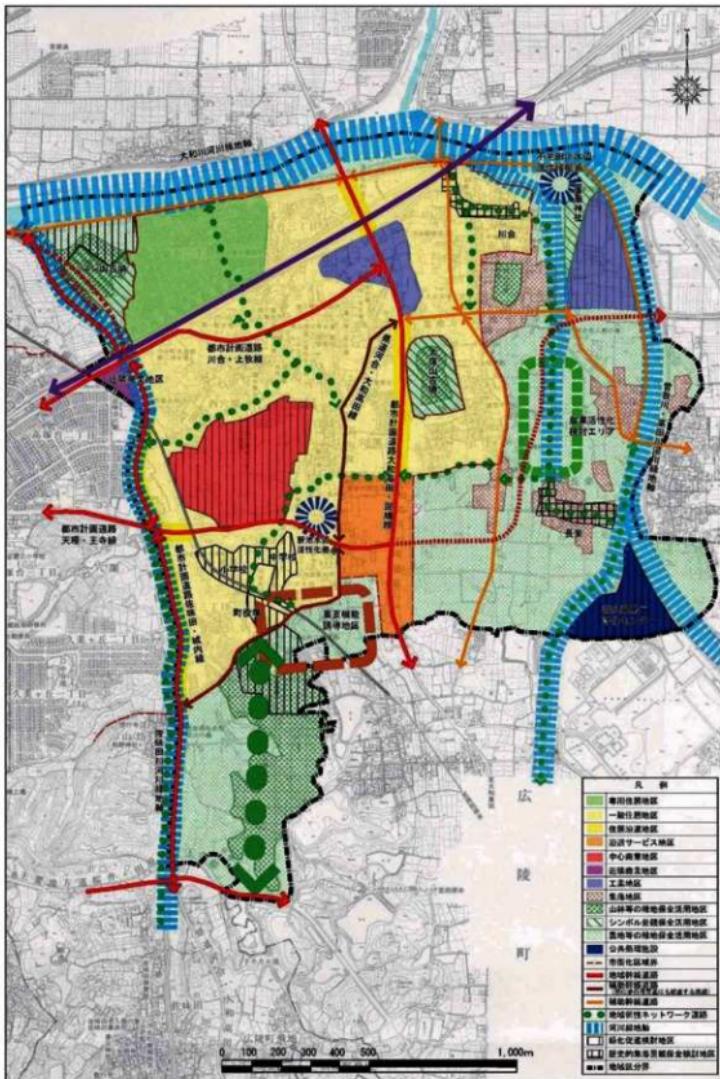


図3 第1地区(北)・A-2 地地区別構想図

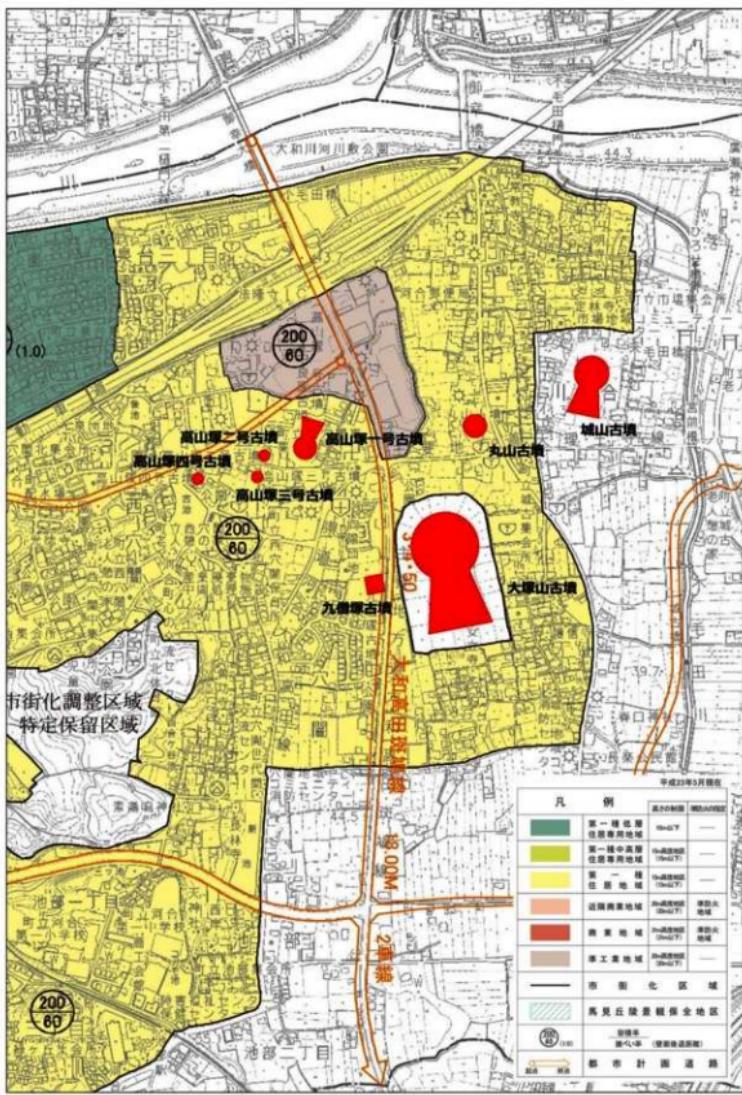


図4 史跡大塚山古墳群周辺の用途地域図

(4) 河合町防災計画（平成31年4月策定）

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されたものである。

本計画において文化財に関する事項は下記のとおりである。

○ 水害・土砂災害等対策

- ・災害予防計画－文化財災害予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画

○ 震災対策

- ・災害予防計画－文化財建造物等の耐震性向上対策、文化財災害予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画
- ・南海トラフ巨大地震防災対策推進計画－文化財保護対策

なお、史跡大塚山古墳群の指定地内については、砂防指定地（砂防法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）のそれぞれに該当しない。また町の指定する「指定避難場所」及び「指定緊急避難場所」「その他緊急の避難場所」にも指定されていない。

しかし、『河合町防災マップ』によれば史跡大塚山古墳群の内、大塚山古墳や城山古墳の周濠部、丸山古墳及び九僧塚古墳に隣接する土地の一部については、洪水時に3m未満の浸水が想定される地域とされている。

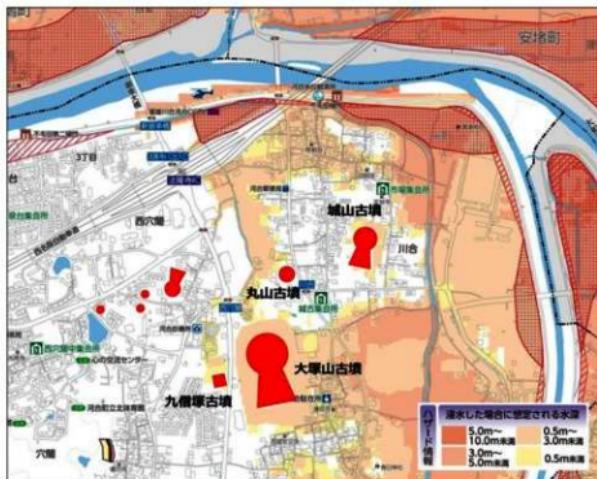


図5 河合町防災マップ(史跡大塚山古墳群周辺の抜粋)

（5）奈良県文化財保存活用大綱（令和3年6月策定）

「奈良県文化財保存活用大綱」は、文化財保護法第183条の2第1項に基づき、奈良県における文化財の保存と活用の方針として策定されたものである。

過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化し、文化財の保存の担い手が減少するなど地域の伝統文化は継続の危機にある。本大綱は、過去から受け継がれてきた魅力あふれる多くの文化財を次世代に確実に継承し、文化財の保存と活用を両輪とした施策を展開するための基本的な方向性を明確化することを目的としている。

本大綱における奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財の保存と活用の一体性」「文化財の把握の必要性」「修復等の透明化・標準化」「人材育成」「地域づくり」「持続性のある文化財保護」の6点を掲げている。また、市町村への支援の方針や防災・災害発生時の対応、文化財の保存と活用の推進体制、についてもその考え方を示している。

第5節 計画の実施

本計画の実施期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度末までの10年間とする。(第11章)

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 地理的環境

(1) 位置

河合町は、東経 $135^{\circ} 44' 5''$ 、北緯 $34^{\circ} 34' 23''$ 、奈良県の北西部を占める奈良盆地中央部西寄りにあって、北葛城郡の北部に位置している。東は曾我川を境として磯城郡川西町・三宅町、南は北葛城郡広陵町、西は同郡王寺町・上牧町、北は大和川を隔てて生駒郡斑鳩町・安堵町に隣接する町域 8.23 km²の町であり、県庁所在地である奈良市より約 15 km、大阪の都心部より約 25 km の位置にある。鉄道は、町域内に JR 大和路線(関西本線)、近鉄田原本線が布設され、近鉄大輪田駅、佐味田川駅、池部駅の 3 駅があり、天王寺(大阪)、奈良まで約 30~40 分で到達する。道路交通面では、町域内を県道大和高田・斑鳩線、河合・大和高田線等が通過し、西名阪自動車道、及び近郊の国道 25 号、165 号などの広域幹線道路に連絡している。



図 6 河合町の位置

(2) 地形

河合町の地形は全体として奈良盆地の西部に位置する馬見丘陵に含まれ、穏やかな丘陵地とその周辺の台地及び河川沿いの低地に大別される。

① 低地

北部の大和川左岸に高度約 37m の氾濫平野が、北東部の曾我川には高度約 40m の氾濫平野が、北西部の葛下川右岸に高度約 34m の谷底平野が、中央部の佐味田川沿いに高度 46~37m で北へ緩傾斜する谷底平野が分布する。また、曾我川沿いには自然堤防や旧河道も見られる。

② 台地

北東部に高度 42~40m の下位台地が分布し、曾我川の氾濫平野との間に高さ 3~5m の崖がつづく。北部の大輪田付近に高度 68~40m の中位台地が分布し、大和川の氾濫平野に面して高さ 5~10m の崖がつづく。これらの下位・中位台地は曾我川や大和川の旧河床面を示す。

また、近鉄田原本線と広瀬台の間に高度 80~68m の高位台地が分布する。高位台地は開析が進み、その表面に浅い起伏が見られ、広瀬台に面して高さ 5m 以上の崖がつづく。

③ 丘陵地

馬見丘陵は、橋を伏せたように奈良盆地北部を南北につづく。本町は、その北部に広がり丘陵の高さは 90~60mで全体に北へ低下する。西の葛下川、東の曾我川、高田川、及び中央を北へ流れる佐味田川により丘陵の開析が進み、複雑に浅い谷が入り組む。谷と稜線との比高は 10~15mでなだらかで、北部を除き緩斜面である。特に佐味田川の支谷には棚田が耕作される緩斜面が発達する。なお、佐味田川左岸の丘陵を大規模に改変して西大和ニュータウンが開かれている。台地と丘陵地には多くの灌漑用のため池が分布しており、宅地造成により埋められたため池もある。

④大塚山古墳群の立地

史跡大塚山古墳群は、奈良盆地西部の広陵町から河合町にかけて南北に広がる標高 70~80m の洪積台地から成る丘陵地帯である馬見丘陵の北端、佐味田川右岸の丘陵先端部の東側裾部に広がる微高地に位置する。古墳群の標高は約 45~57m である。

(3) 地質

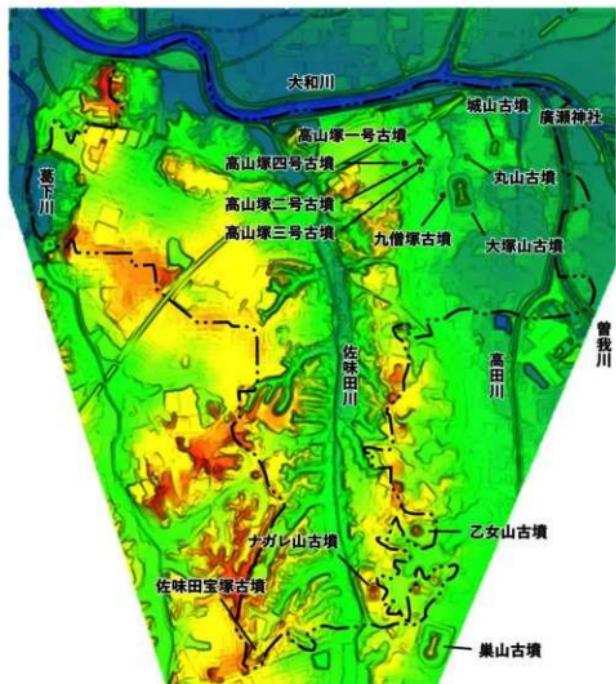


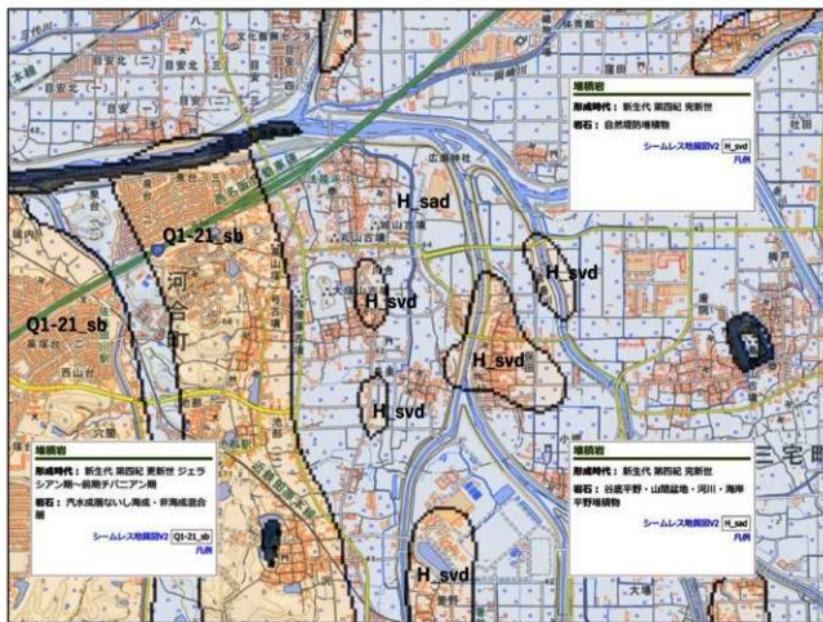
図 7 河合町域段彩図

河合町の地質は、低地を被う完新統(沖積層)、台地を被う更新統(洪積層)及び丘陵地を構成する更新統(大阪層群)や上部鮮新統(古大阪層群)に大別される。また、馬見丘陵南縁には、奈良盆地の基盤をなす領家花崗岩が分布し、本町の地下の基盤を構成する。

① 低地

低地を被う完新統(沖積層)は、主にしまりの緩い小礫混じりの砂層からなり、氾濫平野では連続の悪いシルト質粘土層を挟む。丘陵地内の谷筋には粘土質砂が不規則に堆積し、特にため池の奥には含水比の高い軟弱なシルト質粘土が堆積している。また、谷底平野の周辺の棚田がつくられた緩斜面には、丘陵斜面の崩壊や土砂流出でもたらされた軟弱な崩積土が分布する。

② 台地



大和川及び曾我川沿いの中・低位台地は、直径 数 cm～10cm の円礫を主体とするよく締まった上部更新統(洪積層)で構成される。広瀬台の上位台地は、赤褐色に風化した砂礫層の中部更新統(洪積層)で構成される。このような風化礫層は東部の佐味田川右岸丘陵の頂部にも分布するが、台地を形成していないため、地質図では丘陵地の地層に含めている。

③ 丘陵地

佐味田川左岸の馬見丘陵の地質は、よく締まった砂層を主体としシルト質粘土を挟む古大阪層群(上部鮮新統)で構成される。また、佐味田川右岸丘陵地の地質は砂礫を主体とし暗褐色海成粘土層を挟む

大阪層群(下部更新統=洪積層)で構成される。この丘陵地の砂礫層は、強く風化して赤褐色粘土層のため、大雨では土砂流出や斜面表層のすべりを生じやすい。

④ 地質構造

馬見丘陵の古大阪層群や大阪層群の地質構造は、西名阪自動車道沿いに北東-南西方向の緩い背斜(山形)褶曲を成し、丘陵地の中～東部では数度以下で東へ緩傾斜する。

第2節 自然的環境

(1) 気候

昭和41年(1966)～平成27年(2015)の50年間について、「気象庁気象統計情報」等を検討して、河合町における気象状況を取りまとめると、以下のようになる。

① 一般的な気象状況

河合町の気候は、瀬戸内気候に属するものの、奈良盆地の影響を受け、寒暑の差がやや大きい内陸性気候の特性も見られる。

ア. 年間の最高気温は39.3度(1994年:奈良)、月別平均気温の最低は-7.8度(1977年:奈良)である。

イ. 12月から3月にかけて最低気温が氷点下になる。

ウ. 年間総雨量の平均は田原本で1,243.9mmである。

エ. 降雨については、6月の梅雨から9月の台風シーズンにかけて雨の多い夏雨型である。

② 大雨の特性

奈良地方気象台(奈良)と本町の最寄りの田原本雨量観測所での大雨に関するデータは以下のとおりである。奈良気象台における過去50年間の平均降水量は1,400mm、日最大降水量の平均は86.0mm、1時間当たりの最大降水量平均は36.4mmである。

表1 大雨の特性

要素	奈良(発生年)	田原本(発生年)
年間総雨量	1790.2mm(1959年)	1,633mm(1993年)
日最大降水量	182.3mm(1959年)	191mm(1982年)
1時間当たり最大降水量	79mm(2000年)	80mm(2010年)

資料:気象庁気象統計情報

(2) 植生

河合町の中央から西部に広がるかつての馬見丘陵は「モチツツジーアカマツ群集」や「クヌギーコナラ群集」といった中部南東部から近畿中央部、四国東部太平洋側の「里地・里山」を代表する二次林が広がり、これらの中に集落が点在し、その周辺においてイチゴやブドウの果樹園が営まれるという景観が広がっていた。しかし、高度経済成長期の昭和40年代以降の宅地開発によりこれら里地・里山の景観は失われていった。

大塚山古墳群のかつての景観も上記のように里地・里山や集落周辺の耕作地に古墳が点在するものであったと考えられる。昭和 56 年(1981)に発行された『河合町史』には大塚山古墳の植生が記されており、墳丘は全山クヌギ、コナラなどの雜木林で、後円部にモウソウチクの竹林があるとされている。墳丘上に見られる植物として、クヌギ、コナラ、クリ、ナラガシワ、エノキ、ガマズミ、ニワウルシ、アカメガシワ、タラノキなどの落葉樹や少量のナナメノキ、シャシャンボなどの常緑樹も見られる。蔓性植物にはフジ、樹下にはネザサが全山を覆っている。ススキ、セイタカアキノキリンソウなども繁茂している。これらは馬見丘陵において主に見られる植物類であるとしている。大塚山古墳群の他の古墳についても恐らくかつてはこのような植生を成していたと思われるが、集落に近いこともあり耕作地としての開墾がなされるなど、その様相も変化していったものと思われる。現在では、大塚山古墳は『河合町史』に記された植生と変わらないが竹林の範囲が墳丘全体に広がっており、樹木類が相当駆逐されているようである。城山古墳は集落に近いこともあり開墾され耕作地となっている。丸山古墳は、樹木は見られないが全体を雑草で覆われている。高山塚一号古墳、二号古墳、三号古墳、四号古墳は既に公有地化されており、一部にサクラ等の樹木が残されているが、定期的な草刈りなど管理がなされている。

第 3 節 社会的環境

(1) 河合町の沿革

河合町の明治以降の行政沿革は、明治 22 年(1889)4 月 1 日に川合・長楽(ちょうらく)・穴闇・池部・沢・佐味田・山坊(やまのぼう)・大輪田・城内・西穴闇・寺戸・大野・薬井(くすりい)の 13 大字からなる河合村が誕生した。しかし、明治 25 年(1892)2 月 12 日には沢・大野・寺戸が箸尾村へ分離することとなった。当初河合村は広瀬郡であったが、明治 30 年(1897)4 月 1 日より北葛城郡となった。その後、昭和 40 年(1965)以降西名阪自動車道の開通と前後し、西大和ニュータウンの開発などによる急激な人口増を経て、昭和 46 年(1971)12 月 1 日より町制を施行し現在に至っている。

(2) 産業

河合町に所在する企業数(出典: RESAS、2016 年)を見ると、「卸売業・小売業」が 72 社(21.6%)と最も多く、次に「医療・福祉」が 46 社(13.8%)、「製造業」が 41 社(12.3%)と続く。ただし、「医療・福祉」及び「製造業」については全国や奈良県と比較しても比率は高く、この地域の特徴とも言える。

就業者数についても、第 3 次産業への就労者数が圧倒的に多い。直近の調査データ(出典: 国勢調査)である 2015 年度の結果を見ても、全国平均が 67.2% であるのに対し河合町は 71.7% と全国を上回っている。

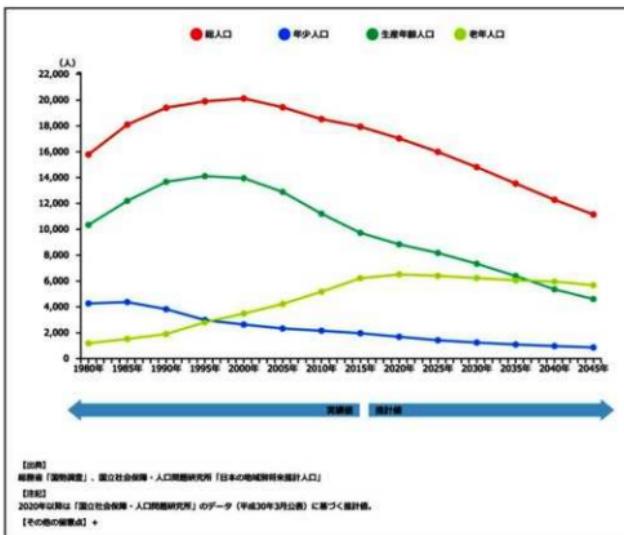


図9 河合町の人口推移(出典:地域経済分析システム「RESAS」[内閣官房・経済産業省])

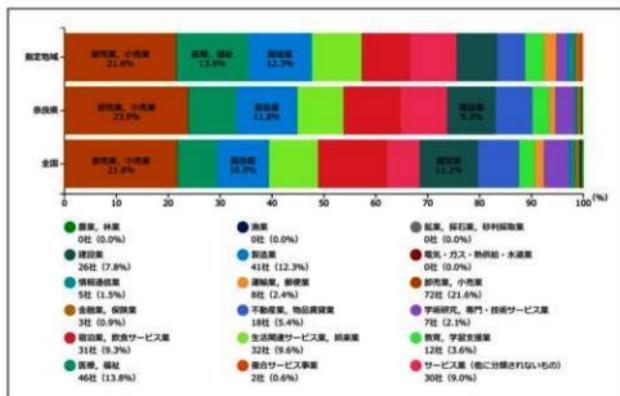


図10 河合町の産業構造(出典:地域経済分析システム「RESAS」[内閣官房・経済産業省])

「製造業」の内訳としては、「その他の製造業」が 10 社(24.4%)と最も多く、次に「食料品製造業」が 7 社(17.1%)、「プラスチック製品製造業」が 6 社(14.6%)と続く。「食料品製造業」については、川西町や広陵町、三宅町、上牧町など隣接する自治体では一桁台と下位にランクされるのに対し 2 番目に多いのも特徴的である。しかし、奈良県で最も多いたる「織維工業」(19.3%)は河合町では 12.2% と 4 番である。ちなみに隣接する広陵町では 59.7% と圧倒的な割合である。

第 4 節 歴史的環境

(1) 河合町の歴史

河合町内の文化財は、国指定文化財は史跡が 4 件、県指定文化財は天然記念物が 1 件と建造物が 1 件、町指定文化財は有形文化財が 7 件(彫刻／考古資料／古文書)と無形民俗文化財が 1 件指定されている。(令和 5 年 1 月現在)

河合町内の主な歴史や遺跡については下記のとおりである。

【旧石器以前】

大正 14 年に当時の穴闘西山のブドウ畠の開墾中、シガゾウの門歯(牙)の化石が発見されている。この化石について、今から 130 万年～140 万年前のものと推定されている。出土した場所については現在の河合町高塚台で、旧河合第三小学校の南側に位置している。他にも河合町で 5 箇所、上牧町で 2 箇所からシマカシフゾウ等の大型動物化石が出土している。現在、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館に収蔵されているシガゾウ・シカマシフゾウの化石については奈良県指定文化財(天然記念物)に指定されている。

【旧石器時代】

旧石器時代のものが見つかっている主な遺跡として馬見二ノ谷遺跡とフジ山遺跡が挙げられる。

本町山坊に位置する馬見二ノ谷遺跡は後期旧石器時代の遺跡である。2002・2003 年の発掘調査において、2 箇所の谷に周囲から流れ込んだ土砂からおよそ 6,500 点にのぼる石器類が出土している。谷に接する尾根上の平坦部に石器作りの場所があったことは間違いない。石器のほとんどは二上山周辺で採れるサヌカイトを素材として作られており、遺跡の時期としてはっきりと示すものは少ないが旧石器時代の終わりに近い約 15,000～16,000 年前の可能性が考えられる。

本町の北側、佐味田川と大和川の合流点に位置するフジ山遺跡は、丘陵地の東側山頂部付近で旧石器時代のナイフ形石器や剥片が採取されている。



図 11 馬見二ノ谷遺跡現況

【縄文時代】

大塚山古墳の東側に位置する宮堂遺跡は、平成6(1994)年度の発掘調査により縄文時代晚期の縄文土器の破片が数点と多数の石器が出土している。その他、石器を作るための原石や石核・剥片も多量に出土しており、集落等が営まれ石器作りが行われていたと考えられる。石器については二上山付近で採れるサヌカイトで作られている。また宮堂遺跡の南側に位置する長楽遺跡では、縄文時代後期の土器や石器が出土し、北側の宮堂遺跡より前段階の遺構の存在が窺える。大塚山古墳の西側に位置する九僧塚古墳からも縄文土器・石器が出土している。

【弥生時代】

町内で弥生時代の集落跡が確認されているのは舟戸・西岡遺跡のみである。古くから弥生土器や石包丁が採取され、弥生時代の遺跡であることは認識されていたが、舟戸山山頂部で農作業中に偶然弥生土器が多数出土したことや、その後の発掘調査で弥生時代後期の住居跡が検出されたことから、高地性集落が築かれていたと考えられる。東側平坦部では弥生時代から奈良時代の遺物が出土し、掘立柱痕が検出されている。そのことから弥生時代以降、連綿と集落が営まれていることがわかる。

【古墳時代】

本町とその南側に位置する広陵町・大和高田市・上牧町・香芝市にまたがるように馬見丘陵があり、そこには多くの古墳が造られた。その丘陵の名前から馬見古墳群と呼ばれ、本町の古墳はその中の中央群と北群に位置する。大塚山古墳群について北群の範囲に入る。

馬見古墳群中央群は、古墳時代前期後半の別所下古墳・ナガレ山北3号墳の築造から始まり、ナガレ山古墳・乙女山古墳等の古墳が大小合わせて約30基以上確認されている。また中央群から外れる位置にあるが、本町南端の丘陵地に佐味田宝塚古墳があり、そこから出土した家屋文鏡は、古墳時代の建造物研究の基礎資料として取り上げられている。

北群は馬見古墳群中央群の大型前方後円墳の位置から離れた本町川合付近に築かれている。古墳時代中期後半の大塚山古墳が築かれ、中良塚古墳・城山古墳と築造が続く。立地が奈良盆地の低平地に



図12 フジ山遺跡鳥瞰写真とナイフ形石器



図13 長楽遺跡出土丸鞆



図14 ナガレ山古墳全景

あり、また大和川が合流する地点に位置することから、被葬者は大和川の水運を治めていた人物と考えられる。またこのような立地条件から馬見古墳群とは別系譜とみている。大塚山古墳東側の微高地に位置する宮堂遺跡では、大塚山古墳の築造と同時期の竪穴住居跡が確認されており、遺物についても土師器等が出土している。大塚山古墳や城山古墳が造られた時に、これらの古墳を造った人々が生活していた集落があったと考えられる。

他に町内では、古墳時代後期～終末期にかけて池部三ツ池古墳群や佐味田石塚古墳群の築造がみられる。

【飛鳥時代～古代】

大塚山古墳群の東側に位置する宮堂遺跡には、飛鳥時代の集落跡があったと考えられるほか、大塚山古墳群の西側の穴闇には長林寺が創建される。聖徳太子による創建と伝えられており、昭和 62(1987)年と昭和 63(1988)年の発掘調査により、金堂跡基壇の痕跡などから斑鳩の法起寺と同じ伽藍配置であったことが分かっている。また、出土遺物は飛鳥時代～奈良時代にかけてのものを中心とする大量の瓦類が出土している。その中には『長倉寺瓦』と書かれた奈良時代の瓦が出土しており、古代では長倉寺と呼ばれていたとされる。

また、長林寺跡より南の位置に池部三ツ池古墳群があり、6世紀後半から7世紀前半にかけて形成されていることから、この古墳群の被葬者が長林寺の創建に深く関わっているものと思われる。



図 15 乙女山古墳全景



図 16 長林寺跡出土文字瓦

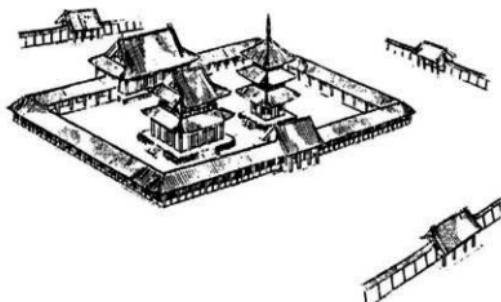


図 17 長淋寺跡伽藍定スケッチ

大塚山古墳群の北東側に位置する廣瀬神社は、実際の創建年代は不明であるが、社伝では崇神天皇の時代に創建されたと記されている。また史料では『日本書紀』天武天皇 13(684)年に天武天皇が神社に行幸されたと記されている。

河合町の西側に位置する薺井瀧ノ北遺跡では、長屋王邸所用の瓦を焼成した瓦窯跡が発掘調査により確認されている。この薺井地域は長屋王家の『片岡御園』の範囲内にあたるとされ、ここから蔬菜(そさい)類(るい)を進上していたと長屋王邸跡出土の木簡に記されている。

宮堂遺跡の南側に位置する長楽遺跡には、平安時代以降の文献に現れる「小東荘(こひがしのしょう)」といわれる荘園があったとされ、実際に発掘調査で平安時代の帯の飾りである石帯の丸鞘が出土している。

【中世】

大塚山古墳東側の居場垣内遺跡や城山古墳の北側に位置する市場垣内遺跡にて、環濠を持った屋敷が形成されていたとみており、実際に発掘調査によってその形跡を確認している。また大塚山古墳や城山古墳の墳丘を、河合城・川合城の砦として用いられていたとも伝えられている。



図 18 市場垣内遺跡出土遺構

【近世】

江戸時代、本町の地域には薺井村・大輪田村・城内村・穴闇村・川合村・長楽村・池部村・山ノ

坊村・佐味田村の 9ヶ村あり、大半は郡山藩の領地であった。また、大塚山古墳より北の大和川沿岸に、舟運の船着き場・荷上場として「川合浜」が整備される。船着き場の位置が異なる可能性はあるが、川合浜の前身となる川港があったといわれている。

【近現代】

明治 20 年代までは大和川の舟運を利しての農業が一層盛んになり、イチゴ、スイカ、サツマイモ、ブドウ等の商品作物が積極的に導入され、県下でも有数の農業地域として推移していく。また、大正 7 年に大和鉄道(現在の近鉄田原本線)が開通して以降、徐々に本町の市街化が進展していった。昭和 40 年頃から西名阪自動車道の開通と前後して西大和ニュータウンなどの住宅団地の建設が進むにつれ、農業の生産活動は低迷し、近年、住宅を主体とした町となっている。

明治以降の行政改革は、明治 22(1889) 年に 13 大字からなる河合村が誕生し、明治 24(1891) 年には沢・大野・寺戸が広陵町へ分離した。その後、昭和 40 (1965) 年以降の急激な人口増を経て、昭和 46 (1971) 年 12 月 1 日より町政を施行し現在に至っている。

■ 河合町の指定文化財一覧

国指定文化財

区分	名称	所在地	指定年月日
史跡	乙女山古墳	佐味田字乙女	昭和 31 年 11 月 7 日
史跡	大塚山古墳群 大塚山古墳 城山古墳 丸山古墳 九僧塚古墳 高山塚一号古墳(中良塚古墳) 高山塚二号古墳(高山 2 号墳) 高山塚三号古墳(高山 3 号墳) 高山塚四号古墳(高山 4 号墳)	川合字大塚山・池田 川合字城山・山ノ間 川合字丸山 穴闇字松ヶ下 穴闇字中良塚 穴闇字中良塚 穴闇字畠ノ前 穴闇字畠ノ前	昭和 31 年 12 月 28 日
史跡	ナガレ山古墳	佐味田字別所下・ナガレ	昭和 51 年 12 月 27 日
史跡	佐味田宝塚古墳	佐味田字加明・貝吹	昭和 62 年 5 月 12 日

県指定文化財

区分	名称	所在地	指定年月日
天然記念物	馬見丘陵出土シガゾウ化石 馬見丘陵出土シカマシフゾウ化石	穴闇字西山(県立樅原考古学研究所付属博物館保管)	昭和 61 年 3 月 18 日
建造物	廣瀬神社本殿(正徳元(1711)年)	川合字久保田	昭和 63 年 3 月 22 日

町指定文化財

区分	名称	所在地	指定年月日
有形(彫刻)	地蔵菩薩立像〔平安時代前期〕	川合字神宮寺(定林寺藏)	平成 9 年 3 月 26 日
有形(彫刻)	十一面觀音菩薩立像〔平安時代中期〕	川合字神宮寺(定林寺藏)	平成 9 年 3 月 26 日
有形(彫刻)	阿弥陀如來坐像〔平安時代後期〕	川合字神宮寺(定林寺藏)	平成 9 年 3 月 26 日
有形(彫刻)	不動明王立像〔室町時代後期〕	川合字神宮寺(定林寺藏)	平成 9 年 3 月 26 日
有形(彫刻)	木造聖德太子立像	穴闇	令和 4 年 11 月 22 日
有形(考古)	長林寺跡出土瓦	河合町中央公民館	令和 4 年 2 月 10 日

有形(古文書)	筒井順政感状	佐味田(個人蔵)	令和4年11月22日
無形民俗	廣瀬神社の砂かけ祭(御田植祭)	川合	平成21年12月11日



【古写真】大塚山古墳 全景



【古写真】城山古墳 全景



【古写真】高山塚一号古墳 全景



【古写真】丸山古墳 全景



【古写真】九僧塚古墳 全景

図 19 『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報 第十二輯(昭和34年3月)』図版第十九～二一より

第3章 史跡大塚山古墳群の概要

第1節 指定に至る経緯

史跡大塚山古墳群は、河合町の北東部、奈良盆地の諸河川合流点に位置する前方後円墳3基(大塚山古墳・城山古墳・高山塚一号古墳)、円墳4基(丸山古墳・高山塚二号古墳・高山塚三号古墳・高山塚四号古墳)、方墳1基(九僧塚古墳)の計8基からなる古墳群で、5世紀後半から6世紀初頭にかけて築造されたと考えられている。

古墳群中最大の大塚山古墳は墳丘全長197mを測り、5世紀後半の築造と考えられる。同時期に築造された古墳では奈良盆地内で最大級の規模である。周囲には周濠が巡り、さらに一部で堤及び外濠(史跡指定地外)が遺存している。大塚山古墳は地域の古図には王塚山あるいは王墓山と記され、王の墓として親しまれてきた。大塚山古墳の東隣には昭和38年まで小学校があり、授業の一環として、あるいは授業の合間に墳丘に登って遊んだといわれている。前方部頂上には地域住民によって建てられた明治天皇の記念碑もある。周濠部は水田として、墳丘部は里山として利用され、これまで日常生活の一部として存在してきた。

大塚山古墳の北東に位置する城山古墳は、群中で最も遅い6世紀初頭の築造と考えられている。墳丘長約108mを測り、同時期では奈良盆地内で最大級の古墳として知られている。城山古墳は吉田山城守義辰の居館跡とも言われる市場垣内遺跡の近くに所在し、大塚山古墳が河合城として活用されたのと同様に砦としていたと考えられる。現在、周濠部は水田として、墳丘部は畠として利用されている。

高山塚一号古墳は地元では中良塚(ながらづか)古墳と呼ばれているが、この名称は古墳が存在する地域の地名である穴闇(ながら)の塚の転訛と考えられている。

九僧塚古墳は9人の僧侶が埋葬されているとの伝承が残っており、代々語り継がれた地域の歴史の欠くことのできない要素である。



- ① 大塚山古墳
- ② 城山古墳
- ③ 高山塚一号古墳
- ④ 高山塚二号古墳
- ⑤ 高山塚三号古墳
- ⑥ 高山塚四号古墳
- ⑦ 丸山古墳
- ⑧ 九僧塚古墳
- Ⓐ 宮堂遺跡
- Ⓑ 長林寺
- Ⓒ 市場垣内遺跡
- Ⓓ 廣瀬神社

図20 史跡大塚山古墳群と周辺の遺跡等分布図

これら 8 基の古墳は、群全体としてほとんど年代差がなく、一気に群が形成されたとみられ、分布状況・群構成からも非常にまとまった古墳群として重視されたことから、昭和 31(1956)年 12 月 28 日一括で国指定史跡に指定された。

第 2 節 指定の状況

(1) 史跡指定告示

○ 昭和 31 年 文化財保護委員会告示第 75 号(※ 当該部分抜粋)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、次のとおり指定する。

昭和 31 年 12 月 28 日

文化財保護委員会委員長 河井 彌八

種別	名 称	所在地	地 域
史跡	大塚山古墳群 大塚山古墳	奈良県北葛城郡河合村 大字川合字大塚山	947 番、948 番ノ 1、948 番ノ 2、949 番から 960 番まで
		同池田	941 番から 945 番まで、946 番ノ 1、946 番ノ 2、961 番 1 から 961 番ノ 3 まで、962 番ノ 1 から 962 番ノ 3 まで、 963 番ノ 1 から 963 番ノ 3 まで、964 番から 973 番まで、 980 番ノ 1、980 番ノ 2、981 番から 987 番まで
	城山古墳	同字城山	535 番から 547 番まで
		同字山ノ間	491 番ノ 1、491 番ノ 2、534 番、548 番から 556 番まで、 557 番ノ 1、557 番ノ 2、558 番、559 番
	高山塚一号古墳	同大字穴闇字中良塚	211 番ノ 1、212 番、219 番、220 番、221 番
		同字尼垣内	221 番
	高山塚二号古墳	同字中良塚	215 番
		同字烟前	168 番
	高山塚三号古墳	同	155 番
		同字松ノ下	76 番
	丸山古墳	同大字川合字丸山	888 番
			右地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

※ 内容は官報告示の表記のまま。ただし横書きに編集。

種別：史跡

名称：大塚山古墳群

大塚山古墳

城山古墳

丸山古墳

高山塚一号古墳

高山塚二号古墳

高山塚三号古墳

高山塚四号古墳

九僧塚古墳

指定基準：二 貝塚・集落跡・古墳その他この類の遺跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、平成 7 年 3 月 6 日一部改正文部省告示第 24 号)による。

所在 地：奈良県北葛城郡河合町大字川合 941 番地 外 96 筆（※ 現在の表示による）

指定方法：地番指定

指定面積：64,251.69 m²（※ 登記簿面積）

指定管理団体：河合町(昭和 33 年 9 月 20 日文化庁告示第 66 号)



図 21 大塚山古墳群周辺の航空写真(昭和 23 年 9 月撮影)

(2) 指定説明文

馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に存する古墳群であり、大塚山古墳はその主体をなしている。ほぼ南面する前方後円墳で主軸の長さ約 190m を有する壮大な墳丘をなし、三段築成より成る。堀の跡をとどめ、保存の状態も良好である。附近に九僧塚古墳、城山古墳、丸山古墳、高山塚古墳等がある。九僧塚古墳は大塚山古墳の西方に接して存し、一辺の長さ約 30m を有する二段築成の方形墳である。城山

古墳は大塚山古墳の東北約300mの地にあり、南面する前方後円墳で主軸の長さ約90mを有し、墳土は二段に築成され、堀の跡をとどめている。その南方約150mの地に丸山古墳と称せられる円墳がある。高山塚もまた大塚山古墳の西北方約160mをへだてて存し東北に面する前方後円墳で主軸の長さ約80mを有し、二段築成よりなり、堀の跡を存する。附近に三基の小円墳がある。

これらの古墳は、宏壮な封土を有する大塚山古墳を中心として分布しており、前方後円墳、方墳、円墳等より成り、大和地方における古墳群の一例として学術上重要な存在をなすものである。

文化庁「国指定文化財等データベース」より

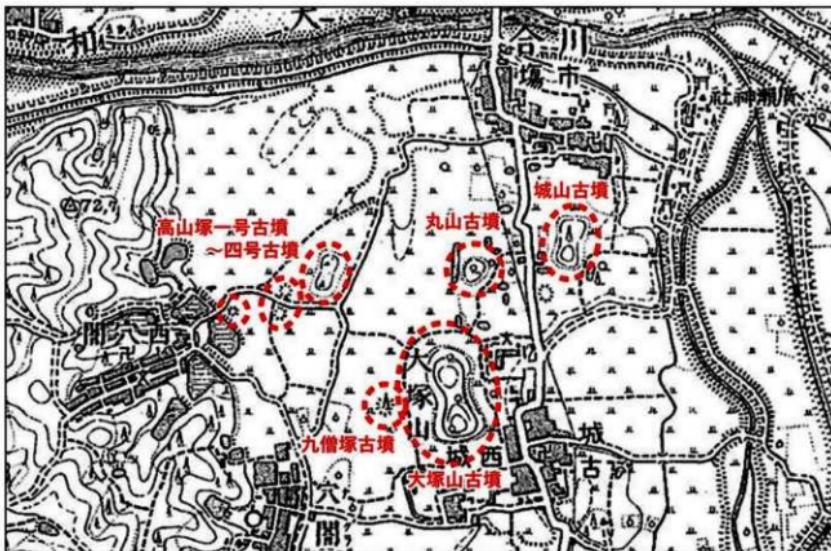


図22 大塚山古墳群周辺の旧版地図(明治43年発行、一部加筆)

第3節 大塚山古墳群の概要

大塚山古墳

大塚山古墳群の中心的な古墳で、奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約197m、後円部径約108m、後円部高約15.8m、前方部幅約110m、前方部高約16.4mの規模を有し、前方部を南に向けている。また、墳丘の周囲には周濠が巡っていることが現在の水田の地割りで明瞭に観察され、幅はくびれ部で約49m、後円部北側で約35m、前方部南側で約39mを測る。

周濠を取り巻く周堤部分は後世の開墾による削平を受けているが、地割りに痕跡を留めている部分も

ある。北西側では、周堤本体は県道により破壊されているものの、県道より西側で部分的に遺存している。東側は現在の住居部分が周辺より高く、周堤上に住居が建てられている状況が窺える。これらの状況から周堤の幅はおおむね 20m 程度である。

さらに、平成 9(1997)年度の調査で、北西側の周堤の外側に幅約 15m の溝状遺構が存在することが明らかになっている。この遺構の西側上端は、平成 8(1996)年度の発掘調査で検出した九僧塚古墳東側据部に合致する。また、大塚山古墳の東側で現況の道路が屈曲する部分があり、九僧塚古墳の位置に対応する。このことから、大塚山古墳の主軸に対して左右対称の位置に同規模の墳丘があった可能性があり、九僧塚古墳が大塚山古墳と有機的なつながりをもつ古墳であったことが言える。つまり、九僧塚古墳は人体埋葬のための独立した古墳であるというより、大塚山古墳に伴って造られた鉄製品等の副葬品埋納用の墳丘であると考えられ、大塚山古墳の一部と位置づけることができよう。

大塚山古墳の墳丘の遺存状況は良好で、3段に築成されている状況が観察できるが、東側くびれ部 1段目は烟として開墾されており、この部分で若干墳形が乱れている。現在、後円部は竹林、前方部の大部分は雑木林であるが、年々竹林が広がってきており、遺構の保存に重大な影響を与えてつつある。

後円部頂上には窪地があり、周辺に石材が散乱していることから、内部主体は竪穴式石室であったと思われる。また、明治 40(1907)年の大演習に際して明治天皇の本部が置かれたこともあり、墳頂部はかなり削平されているようである。前方部墳頂部には前述の明治天皇の記念碑が建てられている。

遺物として、埴輪と土師器が知られている。埴輪は円筒埴輪の他、朝顔形・家形・蓋形がある。後円部 1段目で直径 10cm の円筒に小型の盾を取り付けた埴輪が採集されており、家形埴輪の円柱部分と推定されている。また、かつては後円部墳頂で石室が開口しており、勾玉等が散布していたと言われている。土師器は後円部墳頂で採集されたもので、須恵器の壺及び高壺を模倣したもので、赤彩が施されている。



図 23 大塚山古墳



図 24 大塚山古墳 CS 立体図

大塚山という地名は、廣瀬神社に伝わる『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』に「王塚山」と記されている。この絵図の成立年代は不詳であるが、江戸時代前期以前のものと考えられており、その時期には「王塚山」と呼ばれていたことがわかる。さらに、明治3(1870)年の川合村の絵図には「王墓山」と記されている。また、現在、大塚山古墳の南東に護信寺という寺があるが、この寺の山号は「星陵(せいりょう)山」といい、大塚山古墳の性格を考える上で非常に興味深い。



図 25 墓輪(人物)



図 26 墓輪(盾形)



図 27 円筒埴輪(船線刻)



図 28 土師器坏



図 29『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』
(廣瀬神社蔵)



図 30 上記絵図部分(大塚山古墳)

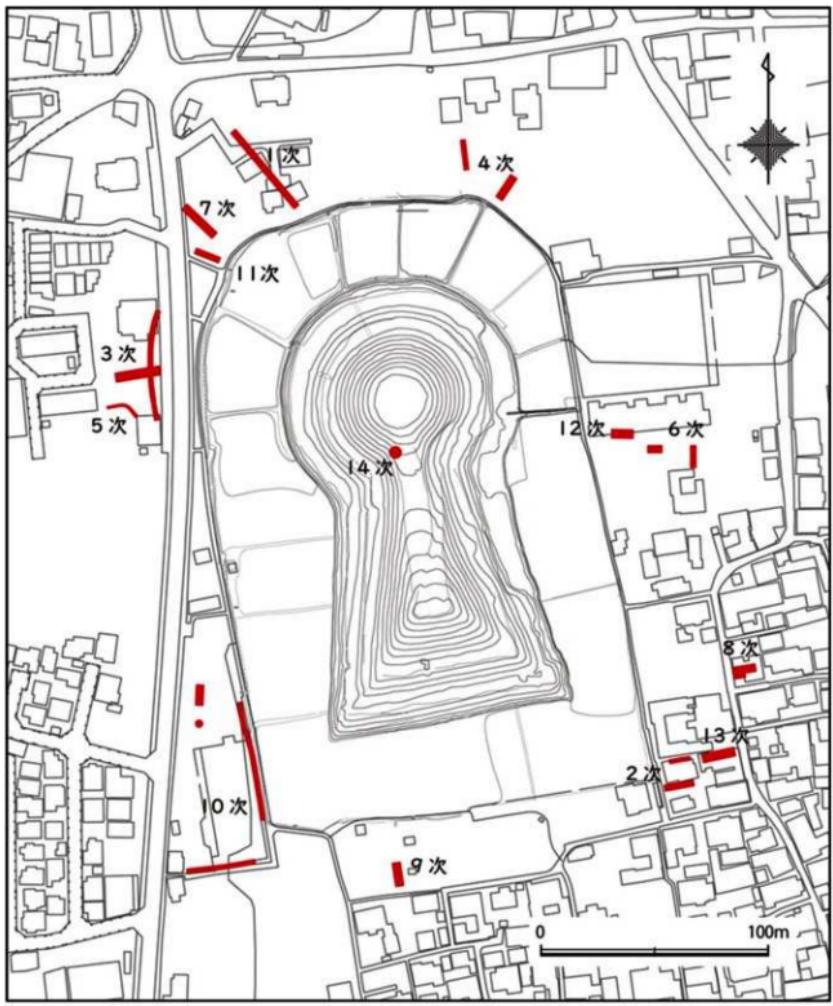


図31 大塚山古墳トレンチ位置図

城山古墳

大塚山古墳群中最後に造られたと考えられる古墳で、古墳時代後期の初め頃と考えられる。同時期では奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 109m、後円部径約 60m、後円部高約 10m、前方部幅約 73m、前方部高約 10m の規模を有し、前方部を南に向いている。また、現在は水田になっているが、周濠が巡っていることが明瞭に観察され、幅がくびれ部で約 25m、後円部北側で約 18m、前方部南側で約 20m を測る。しかし、この周濠は後円部側で拡張された部分があり、本来の形であるかどうかは不明である。墳丘には埴輪が巡り、葺石が施されていたと思われる。

埋葬施設は不明であるが、地元の人の話では、かつては石室が開口していたようで、その構造は横穴式石室を連想させる。

高山塚一号古墳(中良塚古墳)

大塚山古墳の北西に位置する前方後円墳で、全長約 88m、後円部径約 45m、後円部高約 6.5m、前方部幅約 50m、前方部高約 6.5m を測る。大塚山古墳・城山古墳とは向きが異なり、前方部を北に向いている。墳丘は全面が開墾されており、後円部上段は大きく抉られている。段築は 2 段で、円筒埴輪列が巡り、葺石が施されている。周濠は西側で遺存しており、幅約 14m を測る。他の部分では現状で宅地になっており、家屋や倉庫が建てられている。外堤は判然としないが、周濠部や周濠外側隣接地での発掘調査の結果、本来は外堤があり既に上面は削平されたと考えられる。

大塚山古墳群のなかでは採集されている埴輪の量がもっとも多く、円筒埴輪の他、朝顔形埴輪・家形埴輪・盾形埴輪・蓋形埴輪がある。

地元では「中良塚」と呼んでいるが、これは「なぐらづか(穴闇塚)」の転訛と考えられる。

高山塚二号古墳(高山 2 号墳)

高山塚一号古墳(中良塚古墳)の西側に隣接する円墳。現状では東西 16m、南北 18m、高さ 3m である



図 32 城山古墳



図 33 城山古墳 CS 立体図

が周辺の発掘調査によって、幅約 6m の周濠が確認され、本来は直径約 35m 程度の円墳であったと推定される。

墳丘の西側は崖状を呈していたが、平成 6(1994)年度に崩壊防止のために若干の盛土を施し、芝生を張っている。その際、崖面を調査したが、砂質土で核になる墳丘を造り、その後、全体を粘質土で覆うように墳丘を構築している。また埋葬施設は既に失われているものと思われる。

周濠部の発掘調査により人物埴輪の腕の部分や動物埴輪の一部が出土し、人物埴輪出現期の資料として注目されている。

高山塚三号古墳(高山 3 号墳)

高山塚二号古墳同様、現状では東西 18m、南北 20m、高さ 2m であるが、本来は直径約 25m 以下であったと思われる。平成 3(1991)年度の発掘調査で周濠を確認しており、滑石製勾玉が出土している。また、平成 25(2013)年度の発掘調査では、北側墳丘裾を確認している。

高山塚四号古墳(高山 4 号墳)

現状では東西 16m、南北 10m 程度、高さ 3m を測る。平成 19(2007)年度の発掘調査では、僅かな範囲ながらも周溝を確認しており、そこから本来の墳丘規模については直径 20m 以上あったことが推測される。



図 34 高山塚一号古墳



図 35 高山塚一号古墳 CS 立体図

丸山古墳

大塚山古墳の北側に位置する円墳。直径約48mを測る。2段築成。『大和国古墳墓取調書』には「第679號 廣瀬郡河合村大字河合ニ在リ字丸山ト云ウ一圓丘ニテ三段ニ構造セリ而シテ周囲尚稍濠痕ヲ留メ南方少許濠ヲ存ス取傳等ノ考証ニ資スペキモノナキモ其形狀ヨリ見ルトキハ上古ノ陵制ニ適ヘリ尚詳査ヲ要スルモノナリ」と記され、周濠が巡る状況が描かれているが、現状では周濠の有無は判別できない。

測量図から南側に張り出す地形が読み取れ、造り出しの可能性が考えられるが、現状では草木に覆われ、詳細は不明である。



図36 丸山古墳

九僧塚古墳

大塚山古墳の西側に位置する方墳。現状では東西約27m、南北約38m、高さ約3mの規模である。墳丘は全面が畑として開墾され、また、周囲も水田として耕作されていることから、墳形はかなり改変されている。本来は2段築成の方墳であったと考えられ、平成26(2014)年度～令和元(2019)年度にかけて実施した範囲確認調査で、墳丘裾が確認されたことから、一辺35mの方墳であることが判明している。

從来、当古墳の名称が「九僧塚」であることから、かつて、周辺にいくつかの古墳が存在した可能性が考えられてきたが、大塚山古墳の項で記したように、九僧塚古墳は大塚山古墳の副葬品(主に鉄製品)埋納のための墳丘と考えられる。「九僧塚」の名称の由来については詳らかではない。



図37 『大和国古墳墓取調書』丸山古墳の部分

第4節 土地の状況

史跡大塚山古墳群の指定地面積は 64,251.69 m²である。土地所有区分は国有地 99 m²(0.15%)、町有地 44,092.62 m²(68.62%)、民有地 20,060.07 m²(31.23%)となっている。

また、地目別面積は田 36,922.00 m²(57.46%)、山林 20,552.00 m²(31.99%)、塚 3,528.00 m²(5.49%)、畑 1,385.00 m²(2.16%)、宅地 1,185.68 m²(1.85%)、溜池 407.00 m²(0.63%)、用悪水路 141.61 m²(0.22%)、公衆用道路 124.00 m²(0.19%)、学校用地 6.40 m²(0.01%)である。

表2 史跡大塚山古墳群地籍一覧表

大塚山古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
川合	941	田	1,127.00	町有地	
川合	942	田	838.00	町有地	
川合	943	田	877.00	町有地	
川合	944	田	1,002.00	町有地	
川合	945	田	1,065.00	民有地	
川合	946-1	田	866.00	町有地	
川合	946-3	公衆用道路	99.00	国有地	
川合	946-4	宅地	10.27	町有地	
川合	947	山林	1,241.00	町有地	
川合	948	山林	1,093.00	町有地	
川合	949	山林	979.00	町有地	
川合	950	山林	1,452.00	町有地	
川合	951	山林	1,167.00	町有地	
川合	952	山林	1,563.00	町有地	
川合	953	山林	1,532.00	町有地	
川合	954	山林	1,210.00	町有地	
川合	955	山林	1,707.00	町有地	
川合	956	山林	676.00	町有地	
川合	957	山林	514.00	町有地	
川合	958	山林	466.00	町有地	
川合	959	山林	340.00	町有地	
川合	960	田	1,640.00	町有地	
川合	961-1	田	435.00	町有地	
川合	961-2	畑	358.00	町有地	
川合	961-3	畑	475.00	町有地	
川合	962-1	田	247.00	町有地	
川合	962-2	田	439.00	町有地	

川合	962-4	用悪水路	26.00	町有地	
川合	963-1	田	459.00	町有地	
川合	963-2	田	379.00	町有地	
川合	963-3	学校用地	6.40	町有地	
川合	963-4	用悪水路	7.61	町有地	
川合	963-5	公衆用道路	25.00	町有地	
川合	964	田	852.00	町有地	
川合	965	田	309.00	町有地	
川合	966	田	785.00	町有地	
川合	967	田	743.00	町有地	
川合	968	田	675.00	町有地	
川合	969	田	888.00	町有地	
川合	970	田	1116.00	町有地	
川合	971	田	1.159.00	町有地	
川合	972	田	625.00	町有地	
川合	973	田	1.418.00	町有地	
川合	980-1	田	258.00	町有地	
川合	980-2	田	76.00	町有地	
川合	981	田	1179.00	町有地	
川合	982	田	1792.00	町有地	
川合	984	田	1329.00	町有地	小屋
川合	985	田	792.00	町有地	
川合	986	田	1595.00	町有地	
川合	987	田	1251.00	町有地	

城山古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
川合	491-1	畠	552.00	民有地	小屋
川合	534	田	1.225.00	民有地	
川合	535	山林	538.00	民有地	
川合	537	山林	697.00	民有地	
川合	538	山林	168.00	民有地	
川合	539	山林	307.00	民有地	
川合	540	山林	277.00	民有地	
川合	541	山林	535.00	民有地	
川合	542	山林	290.00	民有地	
川合	543	山林	277.00	民有地	

川合	544	山林	267.00	民有地	
川合	545	山林	185.00	寺院	
川合	546	山林	829.00	民有地	
川合	547	山林	102.00	民有地	
川合	548-1	田	951.00	民有地	小屋
川合	548-2	用悪水路	55.00	民有地	
川合	549	溜池	407.00	民有地	小屋(盛土)
川合	551-1	田	883.00	民有地	
川合	551-2	用悪水路	23.00	民有地	
川合	552-1	田	1,236.00	民有地	倉庫(条件付許可)
川合	552-2	用悪水路	23.00	民有地	
川合	554-1	田	385.00	町有地	
川合	554-2	用悪水路	7.00	町有地	
川合	555	田	979.00	民有地	
川合	556	田	490.00	民有地	盛土
川合	557	田	1,047.00	民有地	
川合	558	田	376.00	民有地	鶴舎
川合	559	田	929.00	民有地	鶴舎
川合	1220	山林	175.00	共有地	

高山塚一号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
穴闇	211-1	田	391.00	民有地	住宅 2 棟
穴闇	211-3	宅地	198.34	町有地	
穴闇	211-5	田	336.00	民有地	
穴闇	211-6	田	328.00	町有地	
穴闇	212	宅地	376.00	町有地	
穴闇	219-1	田	555.00	町有地	
穴闇	219-2	田	467.00	町有地	
穴闇	219-3	田	128.00	町有地	
穴闇	219-4	宅地	19.27	民有地	住宅
穴闇	220	塚	2,975.00	町有地	
穴闇	221-1	宅地	240.24	民有地	倉庫物置
穴闇	221-2	宅地	341.56	民有地	住宅(条件付許可)

高山塚二号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
穴間	215	塚	185.00	町有地	

高山塚三号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
穴間	168	塚	181.00	町有地	

高山塚四号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
穴間	155	塚	95.00	町有地	

丸山古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
川合	888	山林	1,965.00	民有地	

九僧塚古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
穴間	76	塚	92.00	町有地	

第5節 各種法令による位置づけ

史跡大塚山古墳群における関連の法規制については下記表のとおりである。

表3 関係法令一覧

法規制の種類	内 容	所管
文化財保護法	大塚山古墳群は昭和31年12月28日に史跡に指定されており、史跡範囲内における現状変更是文化庁長官の許可が必要である。また、史跡に隣接する埋蔵文化財包蔵地内における開発行為については届け出が必要である。	文化庁
都市計画法	平成22年度に新しく施行された都市計画では、区域区分を定めない非線引き都市計画区域となり、用途地域と特定用途制限地域に区分されている。大塚山古墳群周辺は、用地地域の第1種住居地域に該当する。 第一種住居地域は、良好な住環境の保護を目的として設定されており、建築基準法による用途制限により、建築できる建物は、住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿・兼用住宅・3000m ² 以下の店舗や事務所・3000m ² 以下の運動施設や展示場等・公共施設・病院・学校等となっている。また、高さ制限が15m以下となっている。	
土砂災害対策に関する法律等	砂防法 史跡範囲内及び隣接地では、砂防指定地に該当する箇所はない。	国土交通省
	土砂災害防止法 史跡範囲内及び隣接地では、土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域に該当する箇所はない。	
	土砂灾害危険箇所 史跡範囲内及び隣接地では、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に該当する箇所がない。	
	地すべり等防止法 史跡範囲内及び隣接地では、地すべり防止区域の該当箇所はない。	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 大塚山古墳群では、急傾斜地崩壊危険区域の該当箇所はない。	
農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	史跡範囲内では城山古墳が農業振興地域に指定されているが、農用地区域の指定はされていない。	農林水産省
景観法	河合町では景観法に基づく景観行政団体の指定は受けていないが、奈良県景観条例に基づく奈良県景観計画では景観計画区域に指定されている。	国土交通省

第4章 史跡大塚山古墳群の本質的価値

第1節 史跡大塚山古墳群の本質的価値の明示

(1) 大塚山古墳群の評価

文化財保護委員会は、大塚山古墳群の史跡指定にあたってその指定説明文において下記のとおり評価している。

- ① 馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に位置する古墳群である。大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群で、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要である。
- ② 古墳群の主体を成す大塚山古墳は、主軸の長さが約190mを有する壮大な墳丘を成す大型前方後円墳である。堀の跡をとどめるなど保存の状態も良好。

(2) 大塚山古墳群の本質的価値

- ① 馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に位置する古墳群である。大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群で、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要である。

大塚山古墳群は、奈良盆地の西縁に横たわる馬見丘陵の東側斜面を中心に分布する馬見古墳群の中の一群とされている。また、奈良盆地の諸河川が合流し大和川となって河内平野・大阪湾に流れ行く水上交通の要衝に位置している。馬見丘陵北東の丘陵端部、大和川の氾濫原低地の微高地端での立地や、大塚山古墳から出土した円筒埴輪に描かれた船(外洋も航行できる準構造船か)を表現した線刻は、被葬者集団が大和川の水運に深く関わり広く交易を行っていたことが強く想定される。

また、古墳群の築造時期が古墳時代中期後半から後期初頭と大きな時期差がなく一気に築かれたとみられ、分布の状況や群の構成からも学術上重要と評価されている。

- ② 古墳群の主体を成す大塚山古墳は、主軸の長さが約190mを有する壮大な墳丘を成す大型前方後円墳である。堀の跡をとどめるなど保存の状態も良好。

大塚山古墳の規模とその保存状況の良さも史跡の本質的な価値の一つである。

大塚山古墳群の中心を成す大塚山古墳は、全長197mを測り周囲には濠が廻り、さらには堤及び外濠も確認されている。この古墳が築かれた古墳時代中期後半では全国でも有数の大型前方後円墳である。

墳丘の遺存状況も良好で、三段に築成されていることが確認できる。墳丘上では上述の円筒埴輪をはじめ、朝顔形・家形・蓋形など多くの埴輪が採集されており、埴輪が墳丘上を巡っていたことを伺い知ることができる。

大塚山古墳が「王塚山」や「王墓山」と呼ばれてきたことが史料から知れるが、近くの島の山古墳とともに陵墓として管理されていない大王墓級の大型前方後円墳として、その存在意義はとても大きい。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

(1) 大塚山古墳群の新たな価値評価の視点

大塚山古墳群では昭和31年(1956)の史跡指定後から現在に至るまでに各古墳や周辺遺跡の発掘調査を数多く実施してきた。それらの結果、より具体的な古墳群の様子が新たに分かってきた。

① 大和川沿岸で5世紀後半～6世紀初頭の短い時期に集中し、立地についても大型前方後円墳に近接して古墳が相次いで築造され、古墳群が形成されたこと。また、古墳築造と同時期に人々の活動痕跡が確認されていること。

大塚山古墳では二重周濠であったことが判明したほか、高山塚二号古墳、三号古墳、四号古墳及び九僧塚古墳が約20mから最大約35mの規模を持つ古墳であることが確認された。また、遺物についても人物や盾形などの形象埴輪や船の線刻がある円筒埴輪が出土するなど、各古墳について具体的な内容について多くのことが分かってきていている。そして、大塚山古墳東側にある宮堂遺跡の調査からこの遺跡には大塚山古墳築造と同時期の集落があったと考えられており、古墳周辺地域の様子も徐々に分かってきている。

第3節 史跡大塚山古墳群の構成要素

史跡の保存・活用及び整備においては、以下に示す史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の様々な要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準を検討する必要がある。史跡大塚山古墳群の場合、史跡を構成する要素として「本質的価値を構成する諸要素」と「主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素」「史跡の保護に調整が必要な要素」の3つの要素に分類する。そしてこれらの要素に加え、指定地と一体となった良好な環境保全が望ましい区域についてもその諸要素の特定を行う。

上記構成要素の詳細については、下記のとおりである。

(1) 史跡を構成する要素

①本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定要件に関わる要素で、それが失われた場合、指定解除の検討要因となる最も核心的な要素である。具体的には、墳丘・埋葬施設・周濠といった古墳を構成する要素と出土及び埋蔵される遺物、古墳が立地する地形がそれである。これら要素は「地上から視認できるもの」と「地下に埋蔵されているもの」の2つに分けられる。

②主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素

史跡の本質的価値を構成する諸要素ではないものの、①と②は一体となって史跡を構成しており、両者を明確に把握することは史跡の適切な保存管理を行う上で不可欠なものである。この要素には「古墳群以外の歴史的文化的価値を示す要素」と「史跡の保護・利用(活用)に有効な要素」がある。前者については、史跡指定地内において時間的経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素で、直接は史跡の本質的価値とは関わるものではないが、当該地で一体をなし歴史の重層性・価値の多様性を示すもの。

③史跡の保護に調整が必要な要素

史跡の指定地内において時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除去・移転等を検討すべきもの。

(2) 指定地の周辺環境を構成する要素

①その他の歴史的文化的価値を示す要素

史跡の範囲外ではあるものの、大塚山古墳群を中心とした地域の歴史の重層性・価値の多様性を示す諸要素。指定地と一体をなして保全が必要と考えられる地域の要素を特定する。

②ガイダンス施設・便益施設

史跡を利用（活用）するにおいて有効な要素ではあるが、史跡の指定地内に設置することができない施設など。史跡の価値の理解を促すうえで重要なガイダンス施設や利用（活用）において必要なトイレや駐車場などの便益施設。

③自然・景観

大塚山古墳群を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成する一定の広がりからなる空間。三つの集落内に古墳群が存在しており、特に地域住民にとって大塚山は里山的存在であり、日常生活の近いところにある古墳である。大塚山古墳を見渡す周辺景観とそれらを構成する自然を指す。

(3) 構成要素の特定

史跡の保存・活用及び整備においては、史跡の本質的価値を構成する要素と、それ以外の要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準の検討に加え、それらの取扱いを検討する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素以外については、要素の性質、史跡やその保存・活用との係わり合いを考慮し、これらを分類・特定して、その状況や役割等に応じて保存や保護、活用・整備の対応策を検討する。

これらの構成要素の特定は、史跡を構成する要素と指定地の周辺環境を構成する要素に区分する。それぞれの細かい内容については表4にまとめる。

表4 構成要素の分類

			大塚山古墳	城山古墳	高山塚一号古墳
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘、周濠、古墳が立地する地形		
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設、その他遺構、遺物		
	主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素	古墳群以外の歴史的文化的価値を示す要素	明治天皇記念碑、中世城館跡(?)、クヌギ・コナラ等の自生する植物	中世城館跡(?)	—
		史跡の保護・利用(活用)に有効な要素	案内板、解説板、標柱、防護柵	解説板、標柱	解説板、標柱、防護柵、ブロック
指定地の周辺環境を構成する要素	史跡の保護に調整が必要な要素		作業小屋、墳丘の孟宗竹、自生する植物、植栽	作業小屋、盛土、倉庫、鶏舎、煙地利用、自生する植物、植栽	住宅、物置、倉庫、自生する植物、植栽
	その他の歴史的文化的価値を示す要素		周濠、外堤、外濠	—	外堤
	ガイダンス施設・便益施設		—	—	—
歴史的環境を構成する要素	自然・景観		周辺景観		
	周辺の遺跡		居場垣内遺跡、宮堂遺跡、長楽遺跡、九僧塚古墳	宮堂遺跡、市場垣内遺跡、大塚山古墳、丸山古墳、九僧塚古墳	長林寺跡、池部三ツ池古墳群、高山塚二号～四号古墳
	周辺の社寺及び史跡		廣瀬神社、定林寺、川合浜		長林寺、素戔鳴尊神社

高山塚二号古墳	高山塚三号古墳	高山塚四号古墳	丸山古墳	九僧塚古墳
埴丘				
埋葬施設、その他遺構、遺物				その他遺構、遺物
—	—	—	—	—
解説板	防護柵	—	—	—
自生する植物				植栽、畑地
周濠、遺物、その他遺構				遺物、その他遺構
—	—	—	—	—
周辺景観				
長林寺跡、池部三 ツ池古墳群、高山 塚一号古墳、三号 古墳、四号古墳	長林寺跡、池部三 ツ池古墳群、高山 塚一号古墳、二号 古墳、四号古墳	長林寺跡、池部三 ツ池古墳群、高山 塚一号～三号古墳	宮堂遺跡、市場垣 内遺跡、大塚山古 墳、城山古墳	長林寺跡、池部三 ツ池古墳群、居場 垣内遺跡、大塚山 古墳、高山塚一号 ～四号古墳
長林寺、素戔鳴尊神社		廣瀬神社、定林 寺、川合浜		長林寺、素戔鳴尊 神社

【大塚山古墳】

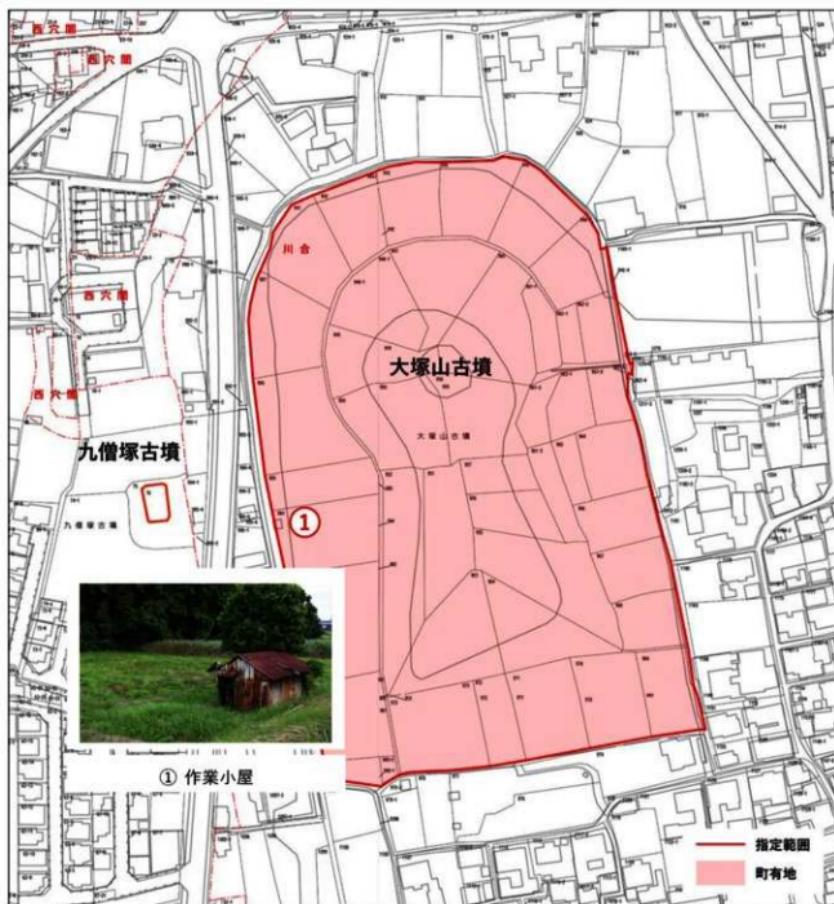


図 38 大塚山古墳 建築物・工作物現況図

【城山古墳】

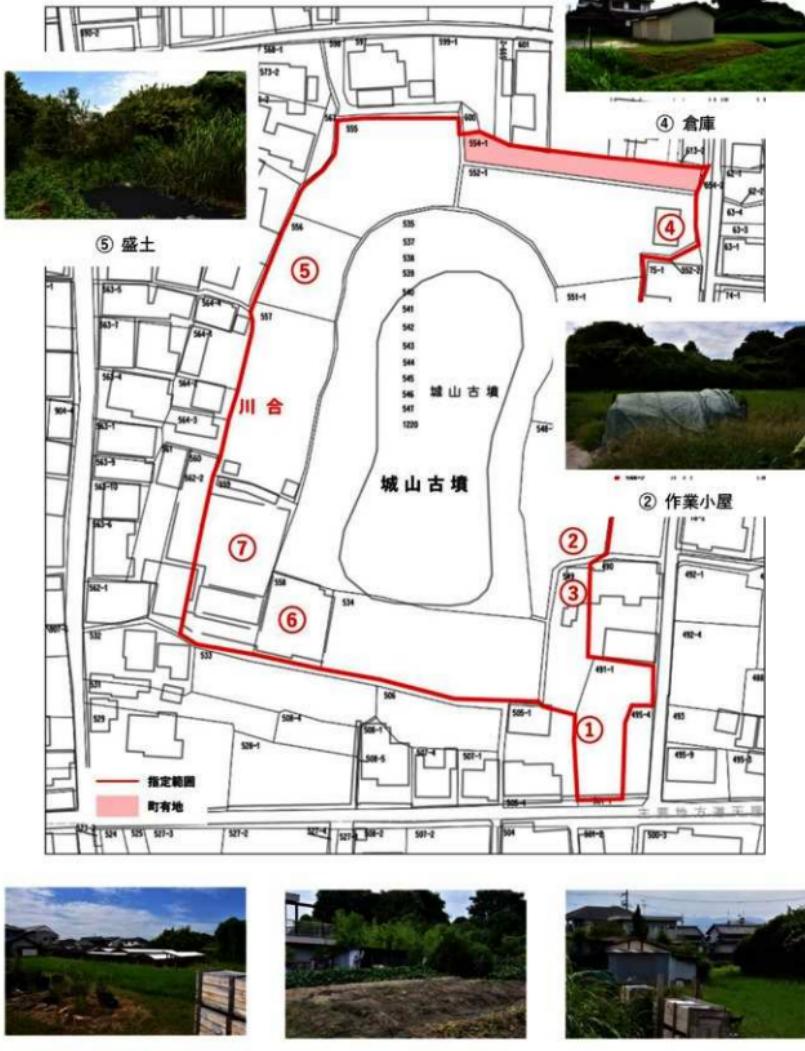
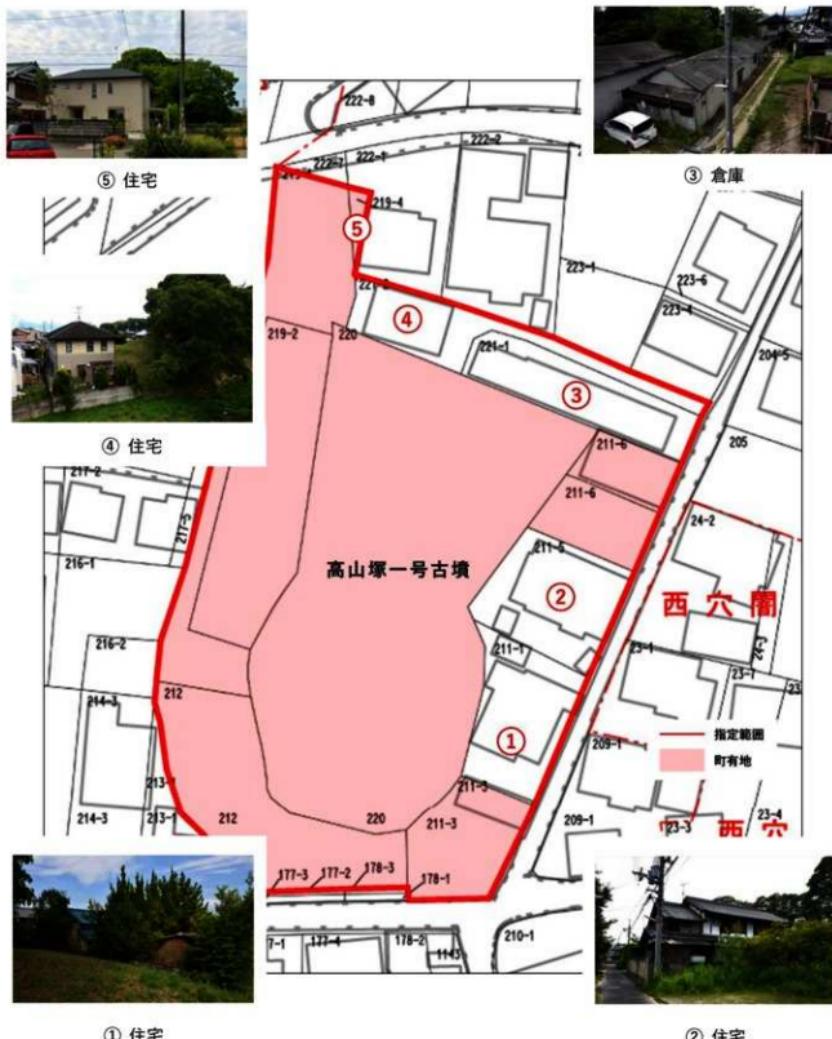


図 39 城山古墳 建築物・工作物現況図

【高山塚一号古墳】



① 住宅

② 住宅

図 40 高山塚一号古墳 建築物・工作物現況図

第5章 史跡大塚山古墳群の現状と課題

第1節 保存管理に関する現状と課題

(1) 大塚山古墳群全体

【現状】

大塚山古墳群の保存活用を目的に平成9年度(1997)に大塚山古墳群保存管理計画を策定した。その際に保存管理の基準別に4つの区分に分け、その基準に基づき各古墳の公有化や保存管理を行ってきた。保存管理基準は下記のとおりである。

表5 保存管理基準

A 地区	住宅建設等の現状変更は許可せず、土地公有化を積極的に推進する。公有化後は、史跡の環境保全のために古墳にふさわしい環境整備事業を行う。
B 地区	現状での建物の使用を認めつつも、原則として建築等の新築・増築は許可しない。但し、既存建物の改築等の機会をとらえて公有化を図る。
C 地区	原則として建築等の新築・増築は許可しない。但し、既存建物の改築等は周濠を傷めない範囲と教育長が認めたとき必要最小限の改築等を許可する。地域内の土地について、建物の改築等の機会をとらえて公有化を図る。
D 地区	追加指定後に、現状の土地利用形態によってA・B・C地区に準じる。

公有化事業については、平成10年度(1998)より大塚山古墳群の公有化事業を開始した。その後大塚山古墳の公有化については、令和5年度(2023)に完了する。大塚山古墳の公有化の後に、令和6年度(2024)から令和10年度(2028)の予定で城山古墳の公有化を行う予定で、その後、丸山古墳の公有化へと続く予定である。高山塚一号古墳(中良塚古墳)の史跡指定地内の宅地となっている私有地については、既存建物の建て替え時に公有化を図ることになっているので、現時点で公有化の具体的な年次計画については立てられていない。

また土地所有者については、保存管理計画策定時から20年以上経ち、その間に相続による土地所有者の変更がみられる箇所もあり、現在の土地所有者の所在確認を改めて行う必要性が出てきている。

【課題】

A地区は、現在公有化事業を進めているところであるが、未だ公有化できていない土地も多く、速やかな事業の展開が求められる。

B及びC地区は、既存建物の建て替えや更地になった際に公有化を図る予定である。しかし、近年C地区において開発行為に伴う現状変更を行おうとする事案が発生し、緊急対応で公有化を行う事例があった。このことから今後も、古墳群内で同様の事例が発生する可能性も考えられる。

D地区については史跡指定地外としているが、今後の発掘調査次第で古墳の範囲が拡大する可能性がある。埋蔵文化財包蔵地であることより、開発行為に対しては届出等の指導に努め遺構の保護を図るとともに、場合によっては史跡の追加指定や公有化を図ることも検討する必要がある。

また九僧塚古墳及び周辺地は、県道の西側という立地から近年、古墳の近接地まで開発が及んできており、古墳の範囲内の史跡未指定地部分の早急な追加指定と公有化が求められる。

(2) 各古墳の状況

① 大塚山古墳

【現状】

大塚山古墳は現在、墳丘と周濠部分の旧耕作地と未買取地は耕作地として利用されている。墳丘は後世の開墾の影響で墳丘の形状が一部変わっている。周濠部分はかつて田畠として使用されていたことより、周辺よりやや低い標高であるため、梅雨など雨が続くと水はけが悪く水が溜まつた状態が続く。

墳丘上は竹林と樹木が生い茂っているような状態である。しかし、竹の密生により雑草の繁茂はみられず、墳丘の形状が見やすい状態である。

墳丘の公有化は完了しており現在町有地となっている。周濠部分は後世に耕作地として利用されていたが、現在は一部を除きほとんどを公有化し、町が維持管理を行っている。

大塚山古墳での発掘調査は指定地外部のみ調査が実施されており、墳丘や周濠部分は調査未実施である。

【課題】

墳丘については後世の開墾により遺構面までの盛り土が一定の厚さを担保されていない可能性があり、遺構面が露出している状態の可能性もある。また墳丘には竹が繁茂しており、かつては筍掘りに住民が入っていた時期があった。筍掘りに伴う遺構への影響が懸念される。ちなみに令和2年(2020)4月に円筒埴輪が持ち出される事が発生した。

周濠部分を横断するように設置されている農業用水用の水路については、現在も利用されており、史跡整備の際には現状のまま水路を利用するか付け替えを行うかどうか、今後の検討課題である。

周濠部分の一部は未だ公有化されておらず引き続き公有化を図る必要がある。

② 九僧塚古墳

【現状】

九僧塚古墳は大塚山古墳より県道を隔てた西側に位置し、墳丘及び周辺は現在水田となっている。直

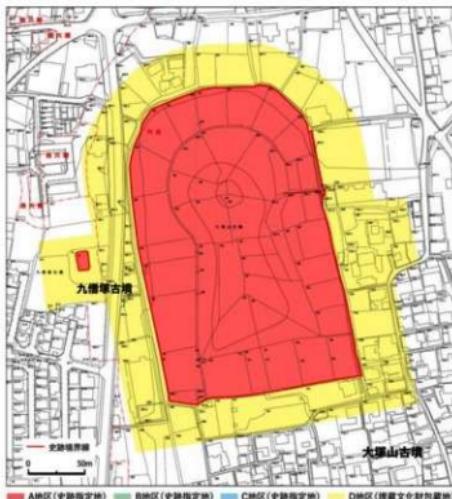


図 41 大塚山古墳・九僧塚古墳 地区区分図

接墳丘に登ることはできないが、県道沿いに立地しているため県道から見学することは可能である。現在は墳丘上部のみ史跡指定地に指定されている。

【課題】

平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度かけて実施した発掘調査により一辺約 35m の方墳であることが新たに判明しており、墳丘の範囲が確定した部分については史跡未指定部分の追加指定について検討している。なお、史跡未指定地部分である墳丘下段について、後世の改変の影響で墳丘斜面が一部崩れかけている箇所がある。

③ 城山古墳

【現状】

城山古墳は現在一区画のみ町有地で、墳丘部分は私有地である。大塚山古墳の公有化事業が完了したのち、城山古墳の公有化事業を開始する予定である。直接墳丘に登ることは難しいが、道から古墳を見学することは可能である。

【課題】

城山古墳は、これまで畠などとして開墾され、墳丘の大部分が旧状を留めていない状態である。今後公有化後の保存整備において、どのような整備が適切か検討する必要がある。

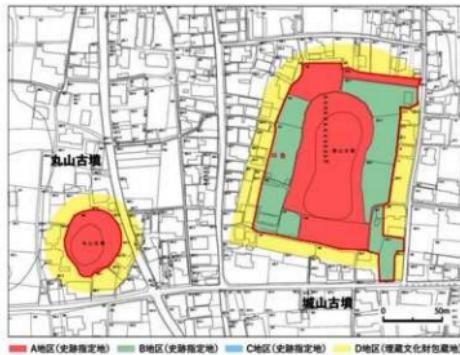


図 42 丸山古墳・城山古墳 地区区分図

④ 丸山古墳

【現状】

丸山古墳は墳丘全体が私有地となっている。直接墳丘に登って見学することはできないが、道から見学することは可能である。

大きな樹木や竹は見られないが墳丘全体は葛などの蔓性植物や草類に覆われている。

【課題】

大きな樹木が無いため、倒木による遺構の毀損といったことは無いが、墳丘を覆っている草類等については、周辺が住宅地であることより定期的に草刈りを行うなど管理する必要がある。

⑤ 高山塚一号古墳(中良塚古墳)

【現状】

高山塚一号古墳は河合町穴間に位置し住宅地の中に存在する。このような立地のため、史跡指定地内

に複数軒の住宅が存在する。墳丘と周濠の一部は公有化されており、年に数回草刈り等の維持管理を行っている。古墳の周囲に柵等は設けていないため自由に見学することができる。

【課題】

墳丘土の崩壊、根の遺構面への影響や倒木によるき損が懸念される墳丘上の樹木。毎年秋になると多量に発生する落ち葉。また、周辺の路地が入り組んで見通しが悪い箇所であるため、ごみの不法投棄などが問題である。

⑥ 高山塚二号古墳(高山2号墳)

【現状】

高山塚二号古墳は西穴闇東集会所の西隣に立地している。現存している墳丘部分は公有化されており、古墳の保全として、町職員と業者委託による草刈りを実施している。古墳の敷地内には案内看板が設置されており、西穴闇東集会所の駐車場には本来の墳丘と周濠の大きさがわかるように、舗装の色分けやブロックが設置されている。



【課題】

本来は墳丘の周囲に周濠があったことが発掘調査から判明しており、今後の調査により遺構が確認された箇所については追加指定も含めて保護措置を講じる必要がある。

⑦ 高山塚三号古墳(高山3号墳)

【現状】

高山塚三号古墳は、高山塚二号古墳の道を隔てた南側に位置している。現存の墳丘部は既に公有化されている。二号古墳と同じく周囲に周濠が存在したことが発掘調査で確認されている。古墳の保全管理については町職員や業者委託による草刈りを実施している。

【課題】

道路よりやや奥まった位置にあることから、旧西穴闇保育所の建物や民家で墳丘が道路から見えない状態である。墳丘へは民家の間にある畦道を通らなくてはならず、現状では見学することは難しい。

現存墳丘の周囲には周濠の存在が確認されているが、史跡指定はされていないため開発行為等が計画された場合、埋蔵文化財包蔵地として埋蔵文化財発掘の届出等の手続きを指導するとともに、必要に応じて試掘調査や発掘調査を実施し、遺構が確認された場合は史跡の追加指定も含めて対応を協議する必要がある。特に旧西穴闇保育所跡地については現在未活用であるが、将来の活用計画には注意が必要である。

図 43 高山塚一號～四號古墳 地區区分図

⑥ 高山塚四号古墳(高山4号墳)

【現状】

高山塚四号古墳は、二号古墳・三号古墳より西に位置しており、同じく現存墳丘部分は公有化されている。発掘調査により周囲に周濠が存在したことが確認されている。

【課題】

住宅に囲まれた状態で立地しており、公道に面していないことより直接墳丘に入れず見学は出来ない。墳丘については一部が削平を受けて住宅となっているが、発掘調査により周濠が確認されており周囲に遺構の存在が想定される。開発行為が計画された場合、埋蔵文化財包蔵地として埋蔵文化財発掘の届出等の手続きを指導するとともに、必要に応じて試掘調査や発掘調査を実施し、遺構が確認された場合は史跡の追加指定も含めて対応を協議する必要がある。

(3) 調査により出土した遺物

【現状】

これまでの発掘調査により出土した遺物については、管理団体である河合町が管理をしており、河合町中央公民館にて保管している。遺物の一部は中央公民館旧館の文化財展示室にて常設展示を行い、それ以外の遺物類は中央公民館旧館の文化財整理室と物置スペースにて保管している。

【課題】

上記のとおり出土遺物は河合町教育委員会にて保管しているが、中央公民館は竣工から50年以上経過している。現在、保管している遺物類に直接的な影響はみられないものの、建物自体雨漏りや空調の不具合など老朽化が進行しており、今後十分な管理が行えるかどうか懸念される。

第2節 活用に関する現状と課題

【現状】

① 地域住民向けの活用(公民館講座等)

大塚山古墳群の活用については、町内在住・在勤者を対象に毎年実施している「町民大学」の中の講座の一つとして、町内に点在する遺跡等を学ぶ「遺跡学セミナー」や、町内の児童が対象の「かわい寺子屋教室」、河合町観光ボランティアガイドの会主催の「砂かけウォーク(※毎年2月11日に執り行われる河合町指定無形民俗文化財である「廣瀬神社の砂かけ祭」に連動して開催)」にて、大塚山古墳を中心古墳群の見学を実施している。特に「遺跡学セミナー」は、教育委員会事務局生涯学習課の文化財担当者が講師となって町内遺跡に関する講座や、実際に遺跡を見学するフィールドワークを実施している。

② 一般向けの活用(グッズ制作)

令和3年度(2021)に河合町の町制50周年を記念し、河合町内の古墳や史跡を巡って「御墳印」を集め

める『御墳印帖プロジェクト』を立ち上げ、その第一弾としてナガレ山古墳、乙女山古墳、佐味田宝塚古墳と共に大塚山古墳群の御墳印を作成して、令和3年(2021)6月に販売を開始した。古墳の現地写真の提示で御墳印を購入できるシステムにしたことで、初めて古墳を見学する方が増えることとなった。第2弾以降、複数回に分けて御墳印を作ることで、リピーターが見込める状況である。

③ 教育関係の活用

学校等の活用については、本町に赴任した教職員を対象にした初任者研修で、町内の文化財についての講義を行っている。

④ 展示による活用

出土した遺物類は、河合町中央公民館旧館3階にある文化財展示室での常設展示を平成14(2002)年から開設しており、事前申込制で展示室を見学することができる。また、町内遺跡の調査速報や企画展示として、中央公民館ロビーにて河合町の文化財展及びミニ展示を開催している。平成24年度～令和3年度の年間の平均見学者数は287名となっている。

⑤ その他

上記の催し等以外でも、普段から本古墳群の大塚山古墳と高山塚一号古墳(中良塚古墳)、高山塚二号古墳については、自由に墳丘に登って見学できるような状態となっている。また、生活道路や里道に隣接した位置に古墳が立地していることから、周辺住民の散歩コースの一つに利用されている。

【課題】

学校教育では、小学校の現行学習指導要領の「社会」の指導計画作成において、「博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること」を配慮するよう求めており、大塚山古墳群や地域の文化財を積極的に学習に活かすなど学校現場との連携を図る必要がある。

社会教育の面では、住民参加による文化財の保存・活用を進めることが重要となる。そのため市民との協働による活用策の開発や整備事業の一部を住民とともに実施するなど、地域のアイデンティティーを醸成する観点からも住民参加による活動の充実が必要である。児童生徒だけでなく大人にとっても生涯学習の場として、大塚山古墳群で自主的な楽しい学びができるよう検討する必要がある。

また、自由な見学、散歩など地域住民の憩いの場としての利用ができるよう見学通路や危険箇所の規制など環境の整備が必要である。

第3節 整備に関する現状と課題

(1) 主として保存のための整備に関する現状と課題

【現状】

高山塚二号古墳、三号古墳はフェンスが設置され人の出入りが出来ない状態であるが、それ以外の古墳には人が立ち入ることができる状態である。(高山塚四号古墳は進入路が無いため立ち入りはできな

い。)

現在、大塚山古墳群の各古墳には史跡指定地の場所と範囲を示す「標識」と「境界標」は設置されていない。

【課題】

立ち入りが出来る状態である古墳については、現状整備の出来ていない状態での人の立ち入りは墳丘や遺構の毀損の恐れがあるとともに、マムシなど危険生物との遭遇も考えられる。古墳本体の保護と見学者の安全の確保が望まれる。

また、史跡として継続的に保存を確実にする必要から、文化財保護法及び規則に定められた標識及び境界標を早急に設置する必要がある。

(2) 主として活用のための整備に関する現状と課題

【現状】

① 大塚山古墳群の見学に伴う環境整備

現在、大塚山古墳群の見学者のための専用駐車場はなく、近隣で駐車できるスペースとなると廣瀬神社の参道沿いの駐車場か、高山塚二号古墳に隣接している西穴闇東集会所の駐車場を利用することとなる。

出土品の展示は河合町中央公民館にある文化財展示室にて展示されているが、大塚山古墳群専門のガイダンス施設は設置していない。

② サイン(案内板・道標・解説板・標柱・その他)について

現在、古墳群内及び周辺に設置している案内板・案内道標は、設置時期や設置者によってデザインが多岐にわたっており統一されていない。また表示面についても経年劣化により内容が判読できない状態のものもある。解説板については、大塚山古墳に2ヶ所、高山塚一号古墳、高山塚二号古墳、城山古墳に各1ヶ所設置している。デザインは設置時期によって異なっており、表記についても日本語のみである。史跡の標柱については、現在、大塚山古墳に3ヶ所設置しているが、経年劣化により文字が読みない状態である。史跡指定地の境界杭は未設置である。また、大塚山古墳には解説板の近くに注意看板を設置したり、春先の筍掘りの時期にのみ墳丘内への立ち入りを禁止する看板を簡易的に設置している。

古墳群や近隣文化財に関する全体的な案内サインの整備についても必要である。地域全体でのサイン計画を策定したうえで全体的なサインシステムの構築が必要である。

【課題】

大塚山古墳群における便益施設(駐車場、トイレなど)については、現状では近隣の既存施設の設備を使用するしかない状態である。大塚山古墳群専用の便益施設の整備は喫緊の課題である。また、大塚山古墳群の価値について説明・案内するためのガイダンス施設が無いことも問題である。現在は中央公民館において解説しているが、古墳群からは離れており不便である。古墳群に隣接した場所での設置が望まれる。

サインの整備については、現状では計画的な設置とは言えず、数量やデザインにおいても不十分なもの

のである。サインは正確な情報を伝達するだけでなく、利用者に安心感を与える信頼性の高い設備でなくてはならない。古墳群を巡る利用者に合理的なシステムによる案内を行えるよう古墳群全体でのサイン計画を策定し、それに基づくサイン整備をする必要がある。

第4節 運営及び体制整備に関する現状と課題

(1) 墳丘及び周辺の保全・植栽管理

大塚山古墳群内の公有化された土地の保全について、町職員及び観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志により、隨時草刈りや清掃を現在も行っている。今後についても継続して行っていくことで整備後の保全体制に移行していく。しかし、公有地の増加によって町職員及びボランティアによる草刈り・清掃活動だけでは保全が困難になってきており、平成26年(2014)以降は草刈りの委託料を確保し、年2回の公有地全体の草刈りを実施し、古墳の見学に支障がないようにしている。これら以外に令和4年度から本町広報を通じ、草刈り作業の実施に伴う草刈りボランティアの募集を行った。実施初年度は2回の草刈り作業を実施し、計4名の住民の参加があった。

また、大塚山古墳の墳丘上は竹を中心とした樹木林がある。墳丘の斜面全体に竹林が広がり、墳丘裾に山桜等の樹木がみられる。後世の開墾等で植樹されたものと考えられるが、一部の樹木や竹が朽ちて倒れている場所があり遺構面への影響が心配される。

本古墳群の防犯対策については、大塚山古墳での円筒埴輪持ち出し事案が発生して以降、苟掘りが行われる春先の時期限定で、墳丘内の立ち入りを禁止する看板の設置や規制線の設置を行っている。それ以外では毎月1回、奈良県が委嘱している文化財保護指導委員による町内の指定文化財の巡回活動を実施している。

(2) 管理団体の体制・運営

現在、大塚山古墳群の保存、活用、整備に関する事項は管理団体である河合町が行い、主な事務事業については教育委員会事務局生涯学習課が所管している。また、整備・活用については、企画部広報広聴課、政策調整課、まちづくり推進部まちづくり推進課、地域活性課との連携も強化していく。

しかしながら、河合町において文化財を専門に担当する職員は現在実質1名で、日々の文化財保護事務に加え、大塚山古墳群の整備・活用を図っていくには十分な体制とはいえない。今後、文化財の専任・専門職員の人材を増員・確保するとともに、文化財に関する研究会等への参加を通じて、職員の資質向上を図ることが望ましい。

第6章 保存活用計画の大綱と基本方針

第1節 大綱（ビジョン）

大塚山古墳群は、奈良盆地の西縁に横たわる馬見丘陵の東側斜面を中心に分布する馬見古墳群の中の一群とされており、大型前方後円墳を中心に前方後円墳・方墳・円墳により構成された古墳群である。また、奈良盆地の諸河川が合流し大和川となって河内平野・大阪湾に流れて行く水上交通の要衝に位置している。馬見丘陵北東の丘陵端部、大和川の氾濫原低地の微高地端での立地や、大塚山古墳から出土した円筒埴輪に描かれた船（外洋も航行できる準構造船か）を表現した線刻は、被葬者集団が大和川の水運に深く関わり広く交易を行っていたことが強く想定される。また、古墳群の築造時期が古墳時代中期後半から後期初頭と大きな時期差がなく一気に築かれたとみられ、分布の状況や群の構成からも学術上重要と評価されている。

大塚山古墳群の中心を成す大塚山古墳は、その規模と保存状況の良さも史跡の本質的な価値の一つである。全長は197mを測り周囲には濠が巡っている。さらには堤及び外濠も確認されている。この古墳が築かれた古墳時代中期後半の中では奈良県でも有数の大型前方後円墳である。墳丘の遺存状況も良好で、三段に築成されていることが確認できる。墳丘上では上述の円筒埴輪をはじめ、朝顔形・家形・蓋形など多くの埴輪が採集されており、埴輪が墳丘上を巡っていたことを伺い知ることができる。大塚山古墳が「王塚山」や「王墓山」と呼ばれてきたことが史料から知れるが、近くの島の山古墳とともに陵墓として管理されていない大王墓級の大型前方後円墳としての存在は大変貴重である。

このような歴史的な価値を有する史跡大塚山古墳群を恒久的に保存し、将来へと引き継いでいくことは我々現代を生きる者の責務である。また、近年は文化財を積極的に活用して地域資源の拠点としているという動きがある。そのような中で大塚山古墳群の歴史的価値を広く理解してもらうとともに、人々に身近で親しまれる史跡とすることが、現在、目指すべき史跡大塚山古墳群の在り方と考える。

そのために、以下のような取り組みを大きな柱として、史跡大塚山古墳群の保存活用を推進していくこととする。

古墳群の築かれた河合、歴史的背景を知り、学んでいく

大塚山古墳群は、奈良盆地内の同時期の古墳群の中では最大級の大きさを誇り、大和川の沿岸に築かれたという特色と価値がある。その特色と価値を実際に「見て・触れて・感じて」もらう体験をしてもらうための環境を整える。

地域の生活と共にある古墳群として共に護っていく

現在でも地域の日常生活の中に存在する大塚山古墳群を、地域の誇りや財産として、地域住民と協働し、古墳群を愛してもらえる活動を促進していく。また、その活動を通じて地域住民をはじめとして人々のつながりを構築し、価値の共有化を図っていく。

第2節 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡大塚山古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承することを第一とする。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構についても、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲において、調査成果に基づき追加指定を進める。
- ・ 遺物の保管については、恒久的に安全に保管できる施設の整備について検討を行う。

(2) 活用の基本方針

- ・ 繼続的な調査研究を行い古墳群の価値を高めるとともに、その成果を保存・整備に活かし、広く周知し公開を行っていく。
- ・ 地域住民や見学者など、あらゆる世代や対象に対して、史跡の価値を様々な形でわかりやすく発信・提供し、それぞれの知的好奇心やニーズを満たすことのできる活用を推進する。
- ・ 地域学習や歴史学習の場として両立を図りながら、地域住民にとって身近で多様な活動が行える快適な場を提供する。
- ・ 地域のまちづくりの中に位置づけ、観光の拠点としての役割を果たす。

(3) 整備の基本方針

- ・ 地域住民の生活と調和しながら整備を進める。
- ・ 遺構の保存を第一に考慮し、発掘調査によって得られた成果に基づき、古墳の歴史的価値が実感できるような整備を段階的に行う。
- ・ 古墳群の本質的価値の周知及び明示に係る整備について、案内板や解説板等だけでなく、情報発信の方法を幅広く検討していく。
- ・ 植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。
- ・ 史跡指定範囲外にあるのが望ましい施設は移転等を検討する。
- ・ 公園機能としての便益施設等は、史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切な場所に適切な施設を配置する。

(4) 運営・体制の基本方針

地域に根差した包括的な保存・管理と整備・活用を進めるために、下記の点について整備を推進する。

- ・ 日常の維持管理。
- ・ 保存、活用、整備、調査研究、周知、公開等の適切な行政事務を行うため、府内の関係部局との連携体制の充実・強化を図る。
- ・ 災害時の復旧等を推進するため、内外部の関係機関との連携を強化する。
- ・ 専門職員の充実等、運営体制を整える。
- ・ 史跡の保存活用においては、地域の人々が参画できるような体制を整える。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

大塚山古墳群は、既に市街地化された地域に8基が点在する古墳群である。そのため遺跡（遺構）の保存管理については、史跡指定地全体での考え方とともに個々の古墳ごとの観点からも考慮する必要がある。

これらのことと踏まえ、「史跡大塚山古墳群」及びその周辺地区の保存管理の考え方を下記のとおり示す。

（1）本質的価値を構成する諸要素

史跡大塚山古墳群の本質的価値は「馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に位置する古墳群である。大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群で、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要である」とこと及び「古墳群の主体を成す大塚山古墳は、主軸の長さが約190mを有する壮大な墳丘を成す大型前方後円墳である。堀の跡をとどめるなど保存の状態も良好」であることとされている。そして、これらの価値を構成する要素は、墳丘・埋葬施設・周濠といった古墳を構成する要素と出土及び埋蔵される遺物、古墳が立地する地形である。

史跡の本質的価値を顕在化し、その価値を将来にわたって継承するため、これらの諸要素に関する調査を継続的に行い、確実に保存し、持続的な管理を行う。

（2）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡大塚山古墳群には、上記本質的価値を構成する諸要素のほかに、主たる構成要素ではないが史跡への理解を深めるための要素として、明治41年に明治天皇を迎えて行われた「陸軍特別大演習」において明治天皇が当地に一時滞在されたことを記念して地域住民により建立された「大元帥陛下駐蹕之處」石碑や中世城館跡として城山古墳や大塚山古墳が利用されたこと、また開発が進み住宅地等に改変されてしまった馬見丘陵のかつての植生を今に伝える大塚山古墳に自生する植物（クヌギ・コナラ等の雜木林）や墳丘に自生する「アザミ」の保護・育成など、地域の歴史的文化的価値や景観的価値を示す要素が所在する。また、史跡の保護・利用（活用）に有効な要素として、案内板・解説板・遺構表示・園路などもある。

これらについては、古墳群としての本質的価値を有する要素の保存・活用を優先して取扱いを検討したうえで、適切に維持管理を図るものとする。

一方、史跡指定範囲内には本質的価値の理解や伝達を妨げるなど、史跡の保護と調整が必要な要素も存在する。住宅、作業小屋、倉庫、鶏小屋、物置、盛土、墳丘の孟宗竹などである。

これらについては、史跡の本質的価値の顕在化の観点からは整理が望ましい。ただし、住民生活や所有者・占有者の権利に密接にかかわるものであり、その対応については慎重に取り扱う必要がある。短期的には現状維持を基本とする。

（3）指定地の周辺環境を構成する要素

史跡指定地の周辺については、古墳の周囲に外堤や周濠、また削平された墳丘跡などの存在が確認されているところもあり、これらは指定地内と同じ本質的価値を有する遺構である。現在は史跡指定地ではないものの、文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱い、開発行為に対しては届け出等が義務付けられているため、現状保存を基本とした調整を行う必要がある。これらの範囲については史跡指定地と一体で保護することが望ましいため、今後各種調査を進め価値の明示を行い、所有者・占有者の協力のもと史跡の追加指定を進めながら、必要に応じて公有化を検討する。

第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法

（1）地区区分の概要

大塚山古墳群及びその周辺部には、史跡指定地内外にわたって遺構の有無、地形の特徴、土地所有の状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。これらの状況に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する地域を区分し、それぞれの保存管理の考え方と方法を示す。

（2）大塚山古墳群の地区区分

大塚山古墳群の保存管理における地区区分については、平成10(1998)年に策定した『史跡大塚山古墳群保存管理計画』において、史跡指定地の利用形態を考慮しA～Dの4つの地区に区分する管理基準を示し管理してきた。保存管理計画策定から20年以上が経過し史跡周辺の環境も変化したことを受け、今回見直しを行い新たに『史跡大塚山古墳群保存活用計画』を策定することとしたが、保存管理における地区区分については前回計画の考え方を基本的に踏襲することとする。

地区区分の考え方は下記のとおりである。

【A地区】（史跡指定地）

- ・ 現況は、山林・田・畠・池等として利用されている土地。
- ・ 文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要となる。
- ・ 現状変更に関する個別の案件については、次節に示す現状変更取扱基準に基づき対処する。
- ・ 遺構・遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。
- ・ この地区の多くは既に公有地となっている。また、民有地についても大塚山古墳及び丸山古墳は史跡指定時の原状を良く留めている。ただし、城山古墳の墳丘は畠として利用されている。
- ・ 史跡にふさわしい景観の形成に配慮する。

【B地区】（史跡指定地）

- ・ 現況は、住宅以外の建築物（倉庫等簡易な建築物）が建築されている土地。
- ・ 城山古墳の周濠部分の一部には農機具小屋や鶏舎などの建築物が建てられている。
- ・ 文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要

となる。

- ・原状での建築物の使用については認めるものの、原則として建築等の新築・増築は許可しない。
- ・既存建築物の改築等の機会がある場合、土地所有者と協議を行い、積極的に公有地化を図る。

【C 地区】（史跡指定地）

- ・現況は、住宅が建築されている土地。
- ・高山塚 1 号古墳（中良塚古墳）の墳丘部分及び周濠の過半は町有地となっているが、それ以外の周濠部分には住宅・倉庫が建てられている。
- ・この地区についても、文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要となる。
- ・掘削を伴わない既存の小規模建築物（プレハブ相当）の増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が 120 m²以下で 2 年以内の期限を限って設置されるものに限り許可する。また、改修または除却は、設置の日から 50 年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形狀の変更を伴わないものに限るものとする。
- ・ただし、これら改築等の事案がある場合、土地所有者と協議を行い、積極的に公有地化を図る。

【D 地区】（史跡指定地外）

- ・現況は、史跡指定の範囲外の土地。
- ・それぞれの古墳の周濠や外堤等が確認されているほか、その存在が想定されるなど史跡と密接に関係する遺跡の範囲内であると考えられる土地。
- ・現在は文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるため、開発行為をはじめとする土地の変更については、奈良県知事に対し届出（通知）が必要となる。届出者は県からの指示に従った対応を行うものとする。すでに遺構・遺物等が確認されている場合は、それらに支障がないよう対応する。
- ・当該地は「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」に基づき「重要地域・重要遺跡」に定められていることより、原則として事前の発掘調査を実施するものとする。
- ・これまでの調査により遺構が所在することが確認されている場合や今後の調査で確認できた場合はなどは、条件等が整い次第追加指定を進めるものとする。
- ・史跡の追加指定を予定している地区でもあり、景観の保全については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。

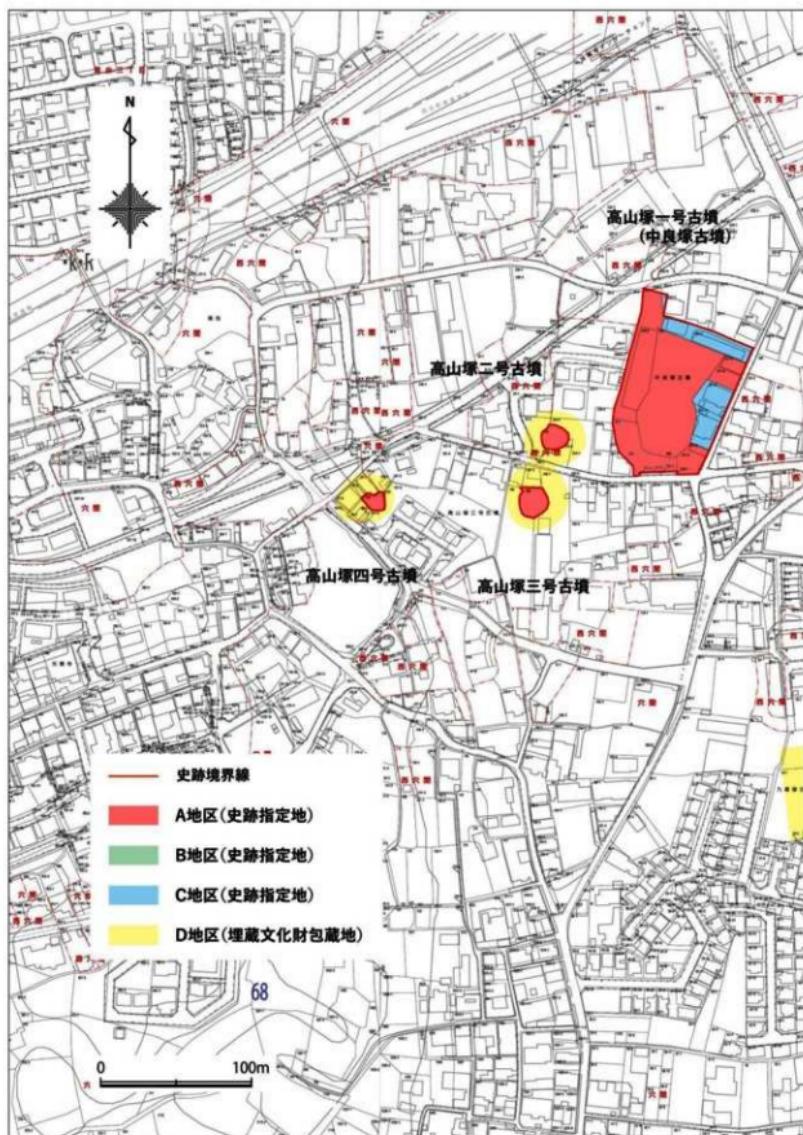
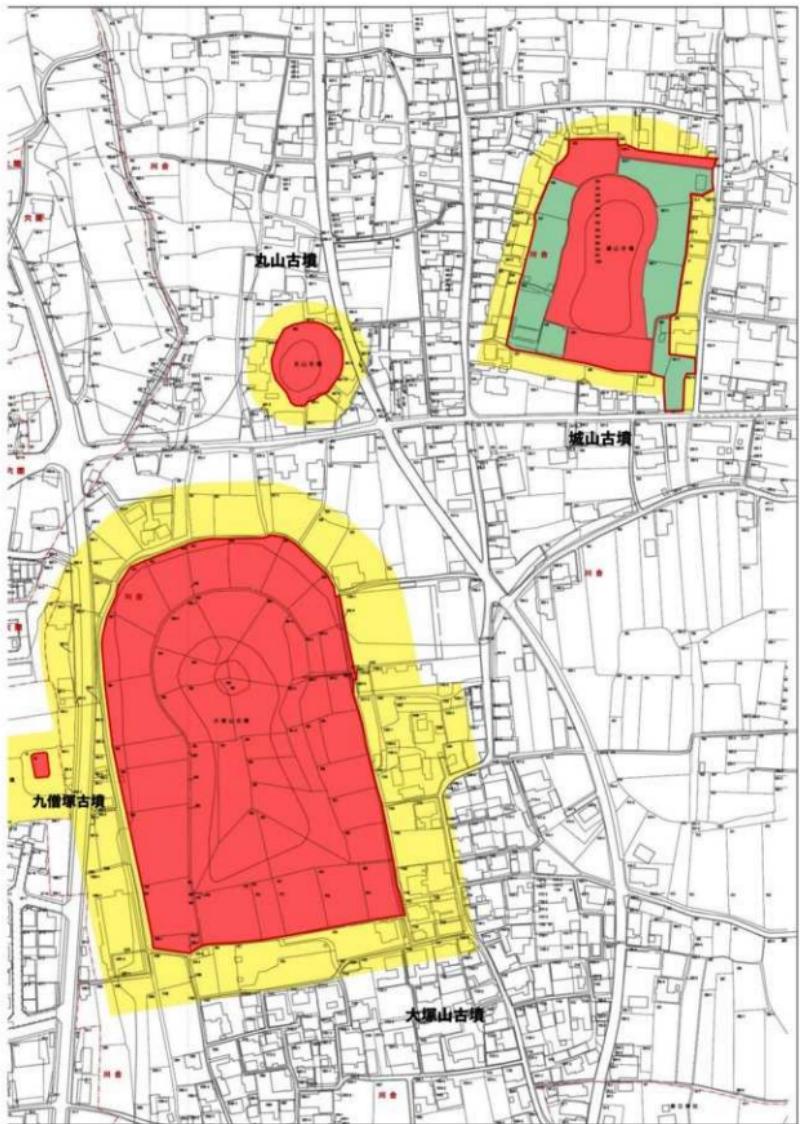


図 44 保存管理



の地区区分図

第3節 現状変更の取扱い

史跡指定地における現状変更の取扱い基準は、下記のとおりである。

(1) 現状変更等の対象行為

① 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、河合町教育委員会がその事務を行う。

② 現状変更等の内容

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡大塚山古墳群において想定される現状変更行為には、土地所有・管理者、農林業関係者、公共・公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋蔵物の設置、改修
6. 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかる行為(1~4も含む)

イ. 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

史跡大塚山古墳群において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

(2) 現状変更等の取扱基準

① 現状変更等の取扱いの基本方針

史跡大塚山古墳群にかかる現状変更等については、地形の改变、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は認めないと原則とする。また、墳丘の復旧・養生など、古墳の本質的価値を維持する修築にも考慮する必要がある。ただし、史跡指定地内における住民生活や農林業等の生活・生業関連、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的な施設、一定の手入れが必要な山林等があることから、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、

史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所では、河合町教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

② 現状変更等の許可申請の範囲

- 史跡大塚山古墳群における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。
- ア. 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為
整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。
- イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為
史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。
- а. 史跡を構成する主たる要素の復旧
 - ・墳丘や埋葬施設、遺構と一体となった土地のき損、衰亡箇所の復旧
 - ・石室等の風化進行の軽減のための石材強化処理
 - ・埋葬施設等埋没遺構上の堆積土砂の除去
 - б. 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等
 - ・柵、史跡標柱、境界標柱、説明板等保存施設の設置
 - ・歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
 - ・その他保存管理、整備活用上必要な建造物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却
 - ・既存の施設、史跡の特徴を伝える施設や観光振興に係わる施設の新築（設置）・増築・改築・改修・除却等
 - ・これらに伴う土地の形質の変更
 - с. 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去
- ウ. 公益上必要な行為
以下に示す行為に伴う「工作物の設置、改修、除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採、植栽」
- ・既存の道路・河川に係わる施設の補修、整備
 - ・水道管等の地下埋設管類の改修、整備
 - ・斜面崩落防止等防災関連施設の整備
- エ. 居住者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為
- ・建築物、工作物の新築（設置）・改築・改修・整備
 - ・木竹の伐採、植栽、移植
- オ. 保存に影響を及ぼす行為
保存に影響を及ぼす行為については、事前に河合町教育委員会とその内容について協議したうえで、許可対象物件か否かを判断する。

(3) 現状変更等の行為の許可のうち河合町教育委員会が処理する事務

法 125 条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第 5 条第 4 項に基づき、河合町教育委員会が行う。

ア. 挖削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の新築・増築・改築・除却（施行令－イ）

- ・階数が 2 以下で、かつ地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で、建築面積 120 m²以下のもので、2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築。
- ・増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が 120 m²以下のものに限る。

イ. 建築物等の除却（施行令－ヘ）

- ・建築または設置の日から 50 年以上を経過していない建築物等に限る。

ウ. 工作物（建築物を除く）の設置、改修（施行令－ハ）

- ・改修は設置の日から 50 年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

エ. 道路の舗装若しくは修繕（施行令－ハ）

- ・それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

オ. 史跡の管理に必要な施設の設置または改修（施行令－ニ）

- ・法第 115 条第 1 項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置または改修。

カ. 埋蔵物の設置または改修（施行令－ホ）

- ・電線、ガス管、水管または下水道管の設置または改修。

キ. 木竹の伐採（施行令－ト）

- ・第 7 章第 3 節（4）現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

ク. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取（施行令－チ）

- ・史跡の保存整備を行うに必要な地盤調査（ボーリング調査等）における試料の採取。なお、試料の採取は必要最小限に止めるものとする。
- ・石室や葺石等古墳の施設から剥離等した石材の採取。ただし、詳細な剥離力所が不明で、修復不可能なもの及び φ5~10 cm 以内の拳大の大きさの石材に限る。

(4) 現状変更等の許可を要しない場合

法 125 条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。以下、史跡大塚山古墳群における許可を要しない場合をあげる。

なお、以下に掲げる行為であっても、文化庁が許可権者とされている行為は含まれない。

① 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第 4 条に維持の措置の範囲とし、以下のように定められている。

（1号） 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく

当該史跡等の原状に復するとき。

- (2号) 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- (3号) 史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

〔史跡大塚山古墳群における維持の措置の例〕

- ・病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去（上記2号）
- ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧（上記第1号及び第2号）
- ・石室石材の転落、移動、石材の不安定箇所の原位置への据え直しや、破損箇所の仮補強等（上記1号及び2号）

② 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

〔応急的な措置の例〕

- ・遺構の保存・養生、遺構と一体となった土地の崩落防止・養生、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- ・倒壊工作物等・流木・土砂等の除去

③ 保存に影響を及ぼす行為が軽微なもの

史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為は土地等を一定の状況に維持するため必要不可欠な行為として許可を要しない場合に該当する。また史跡や公園の周知、普及等も含むものとする。以下に示す仮設物の設置、修繕、更新については原則掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

〔住民生活・生業・森林管理関連〕

- ・病害虫や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な小規模仮設工作物（掘削を伴わないものに限る）の設置・撤去
- ・立木所有者・管理者が行う樹木の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち

〔公益上必要な関連施設〕

- ・道路及び付属施設の清掃、路面の小規模修繕（掘削を伴わないもの）、河川及び護岸等付属施設の清掃、河川堆積物の除去
- ・既存の建築物・工作物の補修、小規模工作物の撤去、更新

〔史跡の特有の価値を構成する要素及び史跡等整備施設の小規模復旧関連〕

- ・史跡に管理者が「維持の措置」として行う遺構や遺構等と一緒にとなった土地等の軽微な補修・改善等の措置

- ・史跡等整備施設の小規模改修：管理用柵の修繕・更新、説明板等の部分的または同規模・同素材による更新

〔史跡の管理者が行う維持管理行為〕

- ・日常の維持管理行為とは、史跡を維持するために行う必要のある行為（点検、維持的措置）であり、史跡に影響を与えない行為
- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・活用施設の見回り等点検、病害虫防除のための薬剤散布、清掃・除草等日常的行為
- ・景観木等の定期的な剪定・刈込剪定、施肥、倒木の除去、薬剤散布、枝下し等
- ・景観木や大径木等史跡の景観ポイントとなる樹木が枯死またはその一部が枯損した場合の枯死木の除去、または枯損箇所の伐採（上記3号）

第4節 「重要地域・重要遺跡」における埋蔵文化財の取扱いについて

奈良県では「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」に基づき、決定された「重要地域・重要遺跡」の範囲内における開発事業等の取扱いを定めている。河合町においても「大塚山古墳群」を含めた8つの遺跡がこれに該当する。

これら「重要地域・重要遺跡」の範囲内における開発行為に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、下記にあげた発掘調査が困難と考えられる事例を除いて、原則として事前の発掘調査を実施することとする。

■発掘調査を要さない事例

- A. 3ヶ月以内の期限を限って設置される仮設物。
建築物の場合は、床面積120m²以内で、地階を有さないもの。
仮設物には、掘削を行わない工事用道路を含む。
- B. 建築物以外の簡易な工作物の設置・改修
簡易な工作物とは、門・生け垣・塀・電柱・道路標識・信号機・ガードレール・小規模な各種観測機器の設置等を指す。
- C. 道路の舗装若しくは修繕
道路の舗装とは既設の未舗装道路の舗装を言う。修繕とは、既設道路の破損、劣化に対応して行われる部分的な修復や、路床の掘削を伴わない舗装のやりかえを指す。
- D. 電線・ガス管・水道又は下水道管の改修
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。
- E. 水路の改修
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。

以上に該当するもの以外にも、過去の発掘調査の成果や事業内容を鑑みて立会とするものもある。

表6 現状変更の取扱い基準

地区区分		A地区	B地区	C地区	D地区
史跡指定地		史跡指定地	史跡指定地	史跡指定地	埋蔵文化財包蔵地
地区的概要		史跡指定地内（田・畠・山林・池等として利用されている）	史跡指定地内であるが、現況では住宅以外の建物が所在する。	史跡指定地であるが、現況では住宅等が所在する。	史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地
既存の施設等	建築物		農機具小屋、倉庫等	住宅、倉庫	
	工作物	石碑（「大元帥陛下駐蹕之處」碑）、解説板	-	解説板	
	道路等				
	その他				
現状変更の規制	建築物・工作物	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的施設については、現況、増築、石室、周囲等の史跡の価値を損なわない範囲において認める。	現状での建物の使用は認めるものの、原則として新築は認めない。	現状での建物の使用は認めるものの、原則として新築は認めない。	周辺の埋蔵文化財包蔵地内は、文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に道構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。
	新築				
	増築	同上	同上	幅削を伴わない既存の小規模建築物（ブリハバ相当）の増築または改築にたっては、増築または改築後の建築面積が120m ² 以下で年以内の期限を設けて設置されるものに限り許可する。また、改修または除却は、設置の日から50年を経過していない工作物で、それぞれの土地の開墾、盛土、切土その他の土地の形状の変更を伴わないものに限るものとする。	—
	改築	同上	同上	同上	—
道路等	除去		認める。		
	新設	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的施設については、史跡の価値を損なわない範囲において認める。			周辺の埋蔵文化財包蔵地内は、文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に道構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。
	拡幅		同上		同上
	補修		同上		同上
その他の規制	地形の変更等		同上		同上
	樹木の植栽・伐採・抜薪	防災・景観保全、史跡の価値を損なわない範囲において認める。	所有者・占有者に道構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。		同上
景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。	所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。		
発掘調査		史跡の調査研究・保存管理・整備活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。	周辺の埋蔵文化財包蔵地内は、文化財保護法に基づく取扱いとする。		
追加指定		—	—	—	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。
土地の公有化		—	既存建物等の改築、改修の機会がある場合、所有者との協議を行い、協議的に公有化を図る。	史跡指定後、必要に応じ公有化を検討する。	
史跡整備		史跡としての価値を最大限に護ることを優先として、構成要素の保存対象としての整備を実施する。また、価値を正しく伝え理解してもらうため解説板等の設置・光美を行い、文化財保護の精神の醸成を図る。	地域の歴史的資源については、史跡と一体的な保存活用を図ることを目指す。		

第5節 植生管理について

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てるものとする。

特に、大塚山古墳において近年「竹類」による他の樹木への浸食が著しい。竹類による浸食は遺構へ悪影響を及ぼす危険があるため、浸食を防ぐ手立てを検討のうえ、適切な植生管理を実施するものとする。

植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある竹類は、浸食を防ぐ手立てを講じる。
- ・大塚山古墳からの眺望や大塚山古墳を望む眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ち、切り下げを行う。
- ・大塚山古墳周辺において自生し地域の景観を構成している植物（アザミ）の保護・遺跡を図る。

第6節 史跡の追加指定と公有化について

史跡指定地内には、町有地、民有地が混在しているところもある。

民有地のうち、墳丘や周濠など重要遺構が存在する区域は、必要に応じて公有化を検討する。未調査ながら、周濠や外堤等の重要な遺構が存在すると推定される区域の民有地は、調査結果により公有化を検討する。

その他の民有地は現状維持を基本とするが、遺構の保存、活用、整備の必要性や緊急度等を十分に見極めたうえで、公有化について検討する。

第8章 活用

第1節 活用の基本的な考え方

史跡大塚山古墳群の保存活用を検討する上で前提となるのが、河合町が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画である『河合愛AI構想』の施策「史跡や文化財の整備と活用」の推進である。

その中では、「河合愛」を醸成させることを目指し、住民をはじめ町外の方々にも河合町の浪漫を感じてもらえるよう河合町の歴史についての情報発信に努め、観光施策にも発展させるとしている。

そして、河合町の教育の方向性を示した『河合町教育大綱－河合町教育振興計画－』においても、「文化財保存活用基本計画の見直し」「文化財保護意識醸成のための普及活動の充実」「文化財の調査研究の深化とその成果に基づく歴史的・学術的価値の後世への継承」「文化財の保護と郷土の歴史の記録」を進めているとしている。

本計画では、上位計画を基本として史跡大塚山古墳群の活用方法を検討する。

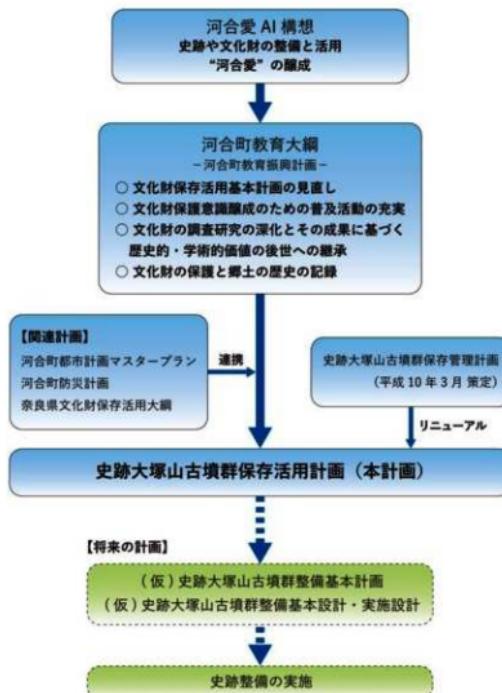


図45 史跡大塚山古墳群保存活用計画の位置付け

第2節 活用の方向性

大塚山古墳群を通じて地域に対する郷土愛の醸成、文化財の保存・活用へのきっかけ作りに向けて、住民や各種団体と連携を図りながら、大塚山古墳群の本質的価値を構成する要素をはじめとした町内に残る文化財、またそれらを取り巻く自然環境や景観の中で、体験や学習ができるような機会や空間の確保・充実に取り組む。

主に学校教育や生涯学習において、大塚山古墳群をはじめとする町内の文化財の活用を進める。また、関係機関や学識経験者と連携し、大塚山古墳群の調査研究及びその成果の公開活用に努める。そしてその調査研究の成果や史跡整備の状況を踏まえて、史跡の保存管理を行いつつ、地域住民や行政、各種団体が主体となって大塚山古墳群を活かした地域おこしの取り組みを行う。

加えて本町域だけではなく、北葛城郡をはじめとした広域的な広がりの中で、文化財を通じたネットワークの構築や強化を図っていく。

活用に関する取り組みについては適切かつ効果的な方法を用いて発信する。

第3節 活用の方法

(1) 学校教育における史跡の活用

町内の小・中学校において、大塚山古墳群を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を深く知って愛する心を育てる。具体的には古墳群の現地見学や、各古墳から出土した遺物を実際に触れて学ぶ出前授業など、実際に古墳を見て触れて体感してもらう活用が実施できるよう検討を行う。

(2) 生涯学習（社会教育）における史跡の活用

一般住民や町内の子どもを対象に、これまで実施してきた講座や講演会、河合町観光ボランティアガイドの会主催のウォーキングイベントに加え、大塚山古墳で今後実施予定の発掘調査に合わせた、体験発掘等の歴史体験の開催を図る。

こうした取り組みについては、SNS等を利用した町内外への情報発信を積極的に図り、町外からの参加も受け入れ推進していく。



図46 ウォーキングイベント

(3) 大塚山古墳群を活かした観光・地域おこし

大塚山古墳群を守り活かしていくことで、大塚山古墳群の価値を維持し向上させていくための活用を目指していく。現在町内で実施している河合町観光ボランティアガイドの会による観光ボランティアや、本町が企画した御墳印帖プロジェクトを継続して行っていくとともに、町内へ観光客が来訪してもらえるような企画や運営体制の整備に取り組む。



図 47 「河合町史跡＆古墳巡り『御墳印帖』プロジェクト！」リーフレットとオリジナルバッグ

(4) 大学等高等教育機関・研究機関との連携

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、大塚山古墳群内の各古墳、特に未調査部分の多い大塚山古墳の調査・研究を継続的に進めるとともに、その成果を学校教育や生涯学習、さらには観光・地域おこしに活用する。

(5) 周辺地域との連携

河合町が立地する馬見丘陵周辺の自治体（河合町及び王寺町・上牧町・広陵町・大和高田市・香芝市）との地域連携により、展示公開、講演会、見学会等のイベントを実施するなど、大塚山古墳群と関連する遺跡や公共施設とのネットワークを構築することで、相互に史跡の利用促進と地域活性化を図る。



図 48 「河合町史跡＆古墳巡り『御墳印帖』プロジェクト！」の各御墳印

第9章 整備

第1節 整備の方向性

史跡指定地の整備については、史跡の保存上必要な復旧及び修理のために行う日常的かつ継続的に必要な「保存のための整備」と、大塚山古墳群の価値や魅力を町内外の人々、また多様な世代に親しんでもらえるように、史跡の本質的価値を確実に次世代へ継承していくための活用・公開に必要な「活用のための整備」がある。これらの整備については、史跡の管理団体である河合町が文化財保護法に基づき取り組んでいく。

保存のための整備については、本質的価値を構成する墳丘、周濠等を適切に保存していくための各種調査を実施し、得られた情報を基に保存対策を講じていく。

活用のための整備については、史跡の価値を正しく理解し伝えられるように、墳丘への進入路及び見学コース・墳丘上からの眺望を確保した整備、説明板の設置・充実を図る。また古墳群の情報発信のための整備・活用、ガイダンス機能を持った施設の確保・整備に努める。

第2節 整備の方法

(1) 主として保存のための整備

史跡大塚山古墳群の整備の考え方として、出来る限り現況を維持することを基本とし、崩落した部分や保護層が確保できていない場所など本質的価値の保護に必要な整備を進めるものとする。また、墳丘の保護を目的とし見学については立ち入れる範囲を限定するため大塚山古墳及び高山塚一号古墳については遊歩道を整備し誘導を行う。

その他下記の整備を行う。

- ・ 史跡としての保存を継続的かつ確実にするため、文化財保護法第115条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡指定地の場所と範囲を示す標識や境界標を設置する。



図49 史跡標識の例



図50 史跡境界標の例

- ・ 草刈り等の日常的な維持管理を適切に行い、復旧(修理)を必要としている箇所を把握し計画的な整備を行う。

- ・ 大塚山古墳を中心に本質的価値を構成する墳丘、周濠等を適切に保存していくために発掘調査等のほか、墳丘の3D計測や非破壊探

査など各種調査を実施し、各古墳の情報を得たうえで保存対策を講じていく。

- ・遺構に悪影響を及ぼす可能性のある樹木・竹については、その影響度合いについて現況調査を行い、伐採や間伐等の植生管理を行う。
- ・冬など草木の繁茂が少ない時期には墳丘の様子が外からも観察できた、昭和 31 年の史跡指定時に近い状態に整備を行っていく。

(2) 主として活用のための整備

①遺構の表現

- ・発掘調査等の各種調査の結果を基に、必要に応じて真実性を確保しながら、適切な手法を用いて見学者にわかりやすいように墳丘や周濠部分の表示を行う。
- ・大塚山古墳の周濠部の維持管理を行い、後世まで残った周濠部分を見学できるような整備を行う。

②古墳群を見学してもらうための環境整備

- ・古墳群内の各古墳についての理解を深める上で必要となる情報を提供する説明板・案内板等を意匠的に統一して作成・設置する。
- ・古墳群を見学するための周遊コースを設定する。
- ・墳丘への見学者の立ち入りについては、遺構及び遺物の保全のため制限を加えるものとする。ただし、大塚山古墳及び高山塚一号古墳については、見学通路を整備するとともに墳丘にササ類等の植栽により人の立ち入りを防止する整備を行い、限定的な見学者の立ち入りを認めるものとする。
- ・地域の特色を表すものとして、長屋王家木簡に残されている片岡から進上されたアザミ等を景観植物として活用することを検討し、自生しているアザミの保護、育成を行う。
- ・大塚山古墳をはじめとした墳丘上にある樹木及び竹林を、遺構への影響を与えないように適正な管理を行いながら維持していく。
- ・現在既存の展示施設である、河合町中央公民館内の文化財展示室の活用及び充実と強化を図る。また、集会所・老人憩の家の一部を利用して、ガイダンス機能の確保を図り、ガイダンス施設としての利用を検討する。

③古墳群に関する情報発信

- ・史跡や整備に関連する情報発信は、多くの人に知ってもらえるよう動画撮影等をはじめとして SNS 等の多様な手法や媒体を用いて行う。
- ・現在、河合町中央公民館にて設置している古墳群のパンフレットボックスを各古墳に設置し、現地でパンフレット入手できるような整備を行う。



図 51 文化財展示室の現況



図 52 案内パンフレット

第 10 章 運営・体制の整備

第 1 節 運営・体制の方向性

大塚山古墳群の適切な保存管理及び整備活用のため、管理団体である河合町、国・県等の関係機関、地域住民、各種団体、専門家等と連携する運営体制の充実・強化を図る。また同じ地域の歴史を共有する近隣市町村とも連携を図りながら、大塚山古墳群の一体的な保存・活用・整備を推進していく。

第 2 節 運営体制の方針

(1) 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理については、管理団体である河合町(事業事務担当:教育委員会事務局生涯学習課)が担当しており、現在の体制を当面維持し、史跡としての保存・活用・公開の運営体制についても、文化財部局である生涯学習課が行う。

(2) 史跡整備事業に関する庁内及び関連機関との連携体制

史跡整備事業の推進にあたっては、文化財部局である教育委員会事務局生涯学習課のみならず、企画部政策調整課・広報広聴課、まちづくり推進部まちづくり推進課・地域活性課と連携し、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の強化に努める。また文化財保護に関して国・県等の関連機関との連携を図り、適宜相談をし、指導・助言を得られるようにする。

(3) 調査・研究及び保存・活用・整備の体制の確立

大塚山古墳群に関する調査研究及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるためには、継続的な調査研究が不可欠である。そのために大学等の高等教育機関や研究機関、学識経験者や専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークの充実・強化を図る。

(4) 地域住民との協働・連携の強化、及び円滑な保存・活用の推進

大塚山古墳群の保存・活用に関する取り組みを、古墳群周辺の地域住民をはじめとして、町内外の人々、各種団体等との参加協力を推進するとともに、行政・地域住民・各種団体等が連携した協働の体制と取り組みの展開に努める。

そして、日常的な史跡の維持管理や、観光・地域おこし活動の継続的な取り組みを推進、支援を行う「文化財フェロー」の育成に努め、文化財の保護・愛護を通じて地域のアイデンティティの醸成を図る。

(5) 史跡整備事業の運営・体制整備の確立

現在、教育委員会事務局生涯学習課では実質 1 名の文化財担当者を配置しているが、今後史跡整備事業を進めるにあたり、担当者には考古学や関連分野の専門的知識や技能、その適正と資質の向上が必然的に求められることになる。事業を適切に推進していくための人員配置と体制の充実を図ることが重要である。

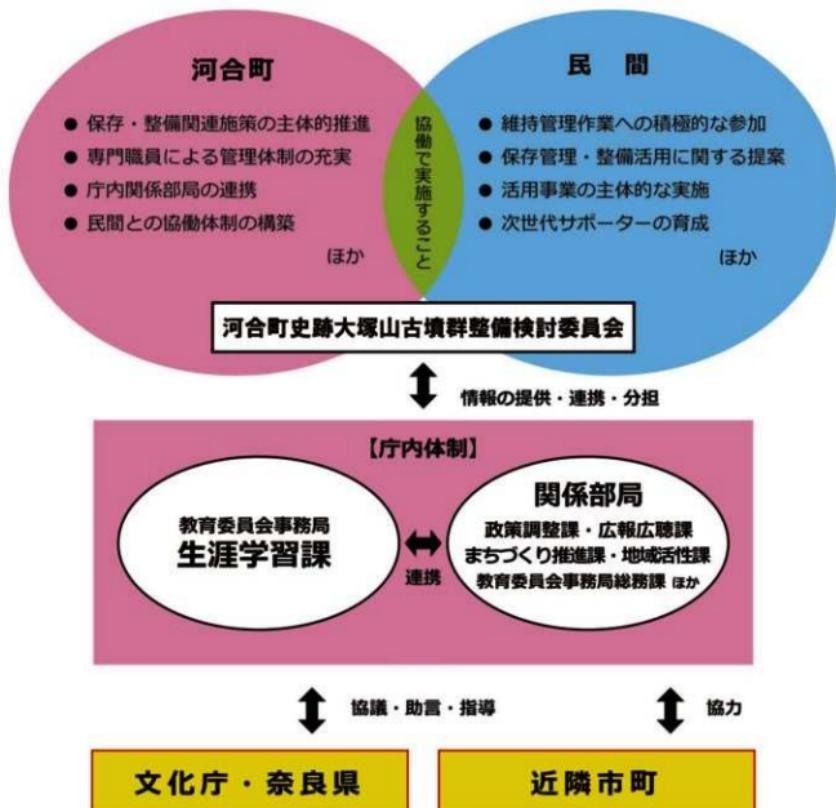


図 53 運営体制のイメージ

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 実施計画

保存管理から運営・体制の整備に定めた方向性を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。

令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度の 10 カ年を計画期間として設定し、まず本計画を策定する令和 5(2023)年度から令和 9 (2027) 年度の 5 カ年ごとに、計画を設定していく。

(1) 令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度【短期計画】

前期の 5 カ年については、本計画で策定した基本方針を基に、整備基本計画の策定を令和 5(2023)年に行い、整備基本設計の策定を令和 6(2024)年度に行う。それを実施するための実施設計を令和 7(2025)年度に行っていく。その間、保存整備に必要な古墳群の情報を得るために発掘調査等の各種調査を行うことも視野に入れておく。

古墳群の公有化事業についても引き続き行なっていき、令和 5(2023)年度で大塚山古墳の公有化を完了させその後、城山古墳の公有化に入っていく。また調査の成果から、未指定地部分の史跡の追加指定が必要になった場合についても、その都度対応を行っていくこととする。

令和 8(2026)年度から整備工事を着工する、整備工事の前には古墳の範囲確認のための発掘調査を行い、その成果によって工事設計の修正を行う。

また公開・活用を実施していくための地域活動の取り組みの協力・支援を図り、これらを支えるための整備運営の体制も整備していく。

(2) 令和 10(2028)年度以降【中・長期計画】

令和 10(2028)年度以降 5 カ年（中期）についても、引き続き保存・公開・活用のための整備工事を、本計画及び整備基本計画に基づき取り組むとともに、発掘調査等の各種調査及び研究を継続して実施する。また、公開・活用へ地域活動も含めた一的な取り組みも継続して実施していく。なお、新たな状況（短期も同様）や取り組みの前倒しについては柔軟に対応する。

また、それ以降（長期）については、短期・中期における保存・整備・活用、それらを実施するための運営・体制の整備の取り組みや成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や実施してきたことで見えてきた新たな課題、社会情勢を踏まえて、積み残した取り組みや新たな取り組みへの対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

表7 施策の実施計画

		短期計画					中・長期計画
		R05	R06	R07	R08	R09	
大塚山古墳・ 九僧塚古墳	公有化	→					
	発掘調査		→	→	→	→	
	基本計画	→					
	基本設計		→				
	実施設計			→	→	→	→
	工事・監理				→	→	→
	保存管理	(日常の維持管理)					→
城山古墳	活用						→
	公有化		→	→	→	→	→
	保存管理	(日常の維持管理)					→
丸山古墳	活用						→
	公有化					→	→
	保存管理	(日常の維持管理)					→
高山塚 一号古墳～ 四号古墳	活用						→
	公有化	(適宜)					→
	発掘調査	(適宜)					→
	整備					→	→
	保存管理	(日常の維持管理)					→
活用							→

第 12 章 保存活用の経過観察

第 1 節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組むべきものである。その過程において、管理団体である河合町が自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の基本理念に立ち返って現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は河合町（事業担当：教育委員会事務局生涯学習課）を中心となって実施する。また教育委員会事務局生涯学習課及び企画部政策調整課・広報広聴課、まちづくり推進部まちづくり推進課等の関係部署と連携し、大塚山古墳群の保存・活用・整備に関わる取り組みに関して、その担当課が責任を持って経過観察を行い、教育委員会事務局生涯学習課が事務局機能を担って情報の整理、共有化及び協議を行っていく。

また、地域住民や各種団体が主体となった取り組みについては、教育委員会事務局生涯学習課と関係部署が連携して、その取り組み内容や進捗状況、成果など聞き取り、経過観察として整理する。

経過観察による点検・分析の結果は、その都度保存・活用の活動内容に反映させ、運営方法の改善に役立てる。この点検と改善の循環過程は継続して行う。

経過観察は、関係する担当部局が行う事業を含め、教育委員会事務局生涯学習課が主体となって実施し、以降の計画の実施・修正・改善の基礎的資料・判断材料として活用する。またその結果は住民に公表する。

なお経過観察の方法として、広く施設や事業の運営改善に用いられている PDCA サイクルを導入する。

(1) P (Plan) : 計画の立案

- ・ 保存及び活用に関わる事項、あるいは事業予算や体制などの現状を把握する。
- ・ 現状を踏まえて、活動計画を立案する。公有地化、活用事業、整備、体制の充実など、実現可能な具体的な計画とする。

(2) D (Do) : 実行

- ・ 計画内容を実施する。この過程では、のちに評価できるように点検項目を踏まえつつ、実施することが重要となる。点検項目については、次項に述べる。

(3) C (Check) : 点検・評価

①重点課題の進捗状況の点検

- ・ 保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についてどの程度達成できているか具体的に明記し、共通認識として、現状を把握し、目標を明らかにする。
- ・ 基本方針の各項目に対する達成度を 5 段階（高い・やや高い・普通・やや低い・低い）で判定する。

②保存活用の実施事項と方法の点検

- ・ 基本方針の実現に向けて、何にどのように取り組んでいるのか保存、活用、整備、運営・体制の項

- 毎日実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを確認する。
- ・参加人数等で数値化が可能なものは目標数値を設定する。
 - ・後に点検項目の案を示す。

(4) A (Action) : 改善・次期計画への反映

- ・点検の結果を踏まえて、課題を整理するとともに重要課題に対する進捗目標や保存活用の実施内容を見直し、今後の計画立案に役立てる



図 54 経過観察のイメージ

経過観察結果の評価について、教育委員会事務局生涯学習課及び関係部局による内部評価のほか、外部評価として河合町文化財保護審議会のほか、史跡大塚山古墳群整備検討委員会で意見を伺い、事業の評価を行っていく。

第2節 経過観察の方法

経過観察を行うために、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に掲載されている

自己点検表より、チェックシートを作成し、自己点検を実施する。なお、自己点検は管理団体である河合町が主体となって各年度末に実施する。また、指標を設定し、事業経過を点検し計画変更がある場合は、計画の見直しまたは変更を行う。なお、チェックシート（案）は以下のとおりである。

表8 史跡大塚山古墳群保存活用・整備事業チェックシート（案）

史跡大塚山古墳群保存活用・整備事業 チェックシート（案）					
日時	令和 年 月 日	記入者			
項目	実 施 例	取組み状況			
		未 濟	計画中	済	備考（現状・成果等）
保存管理に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	本質的価値を把握しているか				
	日常管理はできているか				
	災害対策は十分か				
	現状変更取り扱い基準は順守されているか				
	劣化状況・保存環境に係る調査はしているか				
	指定後の土地公有化に取り組んでいるか				
	関係諸団体との連携は十分か				
公開活用に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	学校教育や生涯学習との連携が図られているか				
	ボランティア団体の育成は図られているか				
	周辺文化財や他の観光資源とのネットワークが図られているか				
	情報発信は十分されているか				
	サイン施設は十分か				
	サイン等は最新の情報となっているか				
整備に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	復元等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	大塚山古墳群を理解し、学習できる場となっているか				
	遺構等に影響がないように整備されているか				
	整備おいて目指すべき良好な景観の姿を実現できたか				
	活用を意識した整備が行われたか				
	整備後の経過観察は適切に行われているか				

運営体制 に関する こと	運営について適切に行われているか				
	地域住民・研究者・行政の連携が適切に図られているか				
	文化庁・県との連携が図られているか				
	府内他部署との連携は図られているか				
計画策定 に関する こと	保存活用計画の見直しは実施されているか				
	整備基本計画は策定されているか				
予算 に関する こと	保存管理・整備活用・運営体制に必要な予算確保なされているか				

史跡大塚山古墳群保存活用計画

令和5(2023)年3月31日 発行

編集 / 河合町教育委員会

発行 / 河合町教育委員会

〒636-0053 奈良県北葛城郡河合町池部2丁目13番地1

TEL : 0745-57-2271 FAX : 0745-57-1165

